

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和元年12月18日（水）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、高木委員、田中委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 計画課 本村地域防災調整官
同上 西野係長

大日本コンサルタント株式会社 小田氏
同上 石黒氏
同上 濱崎氏

(都市計画決定権者)

県土整備部都市計画課 計画担当 星野課長補佐
同上 奥田副主幹
高速道路推進課 鈴木副主幹

<事務局>

渡辺大気水質保全課長、大谷課長補佐、渡邊副主査、川口主任

<オブザーバー>

環境省関東地方環境事務所 環境対策課 池田環境影響審査調査官

次第

- 1 開会
- 2 議事
議題「（仮称）韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線、（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」に係る環境影響評価方法書について
- 3 その他
- 4 閉会

資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿
事業者説明資料

1 開会

(司会 大谷課長補佐)

それでは定刻となりました。

本日はお忙しいところ、山梨県環境影響評価等技術委員会にご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、大気水質保全課環境影響評価担当の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

はじめに、渡辺大気水質保全課長からご挨拶申し上げます。

(事務局 渡辺大気水質保全課長)

一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。本日は、高速自動車道整備事業である、中部横断自動車道の方法書手続きの第2回目の審議でございます。委員の皆様方におかれましては、ご専門の観点、また、幅広い観点から、ご審議いただけますようお願いし、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(司会 大谷課長補佐)

続きまして、本審議会の開催要件の可否についてご報告いたします。本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、9名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで配布資料の確認を行います。お手元の資料をご確認ください。まず次第で裏に席次表が印刷されたもの。それから委員名簿になります。それから事業者から提出されたA3の資料になります。最後に、中部横断自動車道の環境影響評価方法書に対する意見の概要と都市計画決定権者の見解というものがお手元にあるかどうかと思います。よろしいでしょうか。

それでは傍聴人の皆様に対しましてお願いがございます。傍聴人は、受付時に配布した傍聴券に記載の傍聴の心得をご覧ください。技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。審議中はお静かにお願いいたします。拍手、声援、やじ等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。ご協力いただけない場合には退出していただく場合がございます。

次に委員の皆様及び事業者の皆様をお願いがございます。本審議会につきましては、開催後に議事録を作成して、県ホームページに公表している関係で、議事をすべて録音させていただいております。このため、発言に当たりましては、必ずマイクを使用して、大きな声をお願いいたします。また、お手数ですがけれども、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

最後に、本審議会につきましては、審議会の記録のために、審議の途中で、写真等を撮影する場合がございます。

それでは、これより議事次第に従いまして議事に入らせていただきます。議長につきましては、条例第47条第10項により、会長が議長になると定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

(坂本会長)

ありがとうございました。会長の坂本です。

それでは毎度のことでありますけど、案件の審議に入る前に、本審議会の運営方法について確認させていただきます。本審議会については平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の趣旨である、公平性、透明性を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要という判断から、1点目に動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いてすべて公開とすること、2点目に議事録については、発言者名を含む議事録を公開することとさせていただきますのでよろしくご確認ください。

今話にありました希少動植物保護の観点から、希少動物のところにつきましては、非公開で行います。一般の傍聴の方、マスコミの方は、一旦退出いただいて、別の会場でお待ちいただきます。よろしくご協力お願いします。

2 議事

議題「(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」に係る環境影響評価方法書について

(坂本会長)

では、本日の議題(仮称) 韮崎都市計画道路1・4・1号、双葉韮崎清里幹線の環境影響評価方法書について議論したいと思います。この方法書は、山梨県側とそれから、長野県側の佐久都市計画道路南牧佐久線というのと、一緒にやることになっております。後でまた事務局からご説明があると思うのですが、この案件につきましては、今回と次回、その前に現地視察をやっておりますけど、その3回で、皆様の意見、委員の皆様の意見をまとめて、それを県の中で検討いただいて、山梨県の知事の意見として事業者の方にお伝えするということになっております。

前回この方法書について、事業者の方から説明いただきました。それに対して、委員の方から質問が出ております。今回はその続きの2回目ということで、前回の審議会を踏まえて、事業者から方法書に基づいて、方法書についての追加説明をいただきたいと思っております。追加説明を受けた後、質問・意見交換を行います。その後、事業者が募集した意見の内容と見解について、この資料の中では、意見の概要と見解という厚い資料になっていると思っておりますけど、それについてもご説明いただける

ということだと思います。終了予定は一応4時を予定しております。

それでは議題に入ります。まず事業者から追加の回答をお願いすることになりますが、それに先立ちまして私の方から、委員長のコメントということで2点だけ、委員の皆様をお願いしたいと思います。この案件につきましては、委員の皆様も印象を持たれていると思いますが、ルート帯が1kmの範囲ではっきりしてない部分があり、それからトンネルか高架かということもはっきりしてない部分であるということでございます。それから、これは私の個人的な見解ですけど、国土交通省が関わっていた案件、この委員会でもやっております、環状道路の東とか北の区間の事業ですが、それに比べても、今回の事業は調査の範囲などが曖昧になっているという印象を受けております。

それを前提としまして、私としましては、曖昧ということは私どもが意見を言ったら、十分反映する余地があると解釈しておりますので委員の皆様には、ルートについて、ここは駄目だとか、この1kmの範囲内でありませうけど、ここは駄目だとか、調査についてここは絶対やるとか、そういうような意見をいただければと思っております。簡単に申しますけど、方法書に曖昧な部分があるということは、私どもが言いたいこと全部言わせていただける余地があるというふうに解釈して、ルートの細かい部分についても意見があったら、言わせていただくと、それを採用するかどうかは事業者の方の判断ではありますけど、この会議はちゃんと公開されていますので文書として残したいと思っております。

それから2点目ですけど、今日の話の中で、事業者が募集した「意見の内容と見解について」というこの厚い資料があります。会議の前に長野県の方を見たんですけど、そっちは40項目ぐらいでした。こっち（山梨県）は400項目、長野県は40項目、それだけこちらについては環境についての意識が高いということが前提でございます。ただ、一般の方々の意見ですので、専門用語とはちょっとずれがあったりするところがございます。なるべくそれも反映したいと思っておりますので、委員の方々には、この意見も参考にして、一般の人がこう言ったのはこういう意味じゃないかと、ここ私もそう思うからそうやってくれみたいな、一般の人のインターフェース的な意識を持って、採用すべきことはこの場でも発言していただければありがたいと思います。もちろん、この場以外にもまた皆さんの意見を提出いただく機会を持つ予定でございます。

それではちょっと前置きが長くなりましたけど、事業者から追加の回答の説明を簡潔をお願いしたいと思います。大体30～40分を予定しております。よろしくお願ひします。

（事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官）

それでは、事業予定者の甲府河川国道事務所の方から説明をさせていただきます。私は、地域防災調整官をしております本村でございます。よろしくお願ひします。

お手元にお配りしているA3の資料が資料1、こちらの資料が、前回10月11

日に第1回目の審議会で、各委員の先生方からご意見をいただいたものを項目別に上の方から、事業計画から方法書総論、あと各論の大気、水質、動植物というふうな項目ごとに整理させていただいてございます。始めに1番目から8番目まで事業計画から方法書の総論に関係したご意見を田中委員の方からいただいております。

1点目については、配慮書において示された複数案からの絞り込み状況について説明することとあり、前回説明してございますものを右側に記載しておりますが、文面に訂正がございます。1km幅のABルート案を地元の方に示して説明を開催させていただいた年次についてですが、記載には、平成22年と書かれてありますが、平成25年の間違いで、訂正をお願いいたします。できるだけアクセス数を優先させた案としてB案を選定してあります。

2点目につきまして、同じく事業計画で、田中委員の方から、Bルート案について1kmの幅で示されているが、この中の複数案とさらなる絞り込みはどこまで行われるのか、その結果は公表されるのかと、また準備書では、決定した単一案とその評価結果だけでなく、1km幅の中で複数案の設定と絞り込みの経緯を記載して欲しいということでした。当日は、都市計画原案として示す前に複数案を検討した上で、最適案を選定していき、その中で、各案の影響の度合いの比較、回避、低減の検討結果について委員に説明させていただきたいと回答させていただいています。本日、追加の説明とさせていただいたのを、赤字で書いております。今後、詳細な地形測量データや地域特性に基づき、主要なコントロールポイント等を整理した上で、詳細なルートや構造を検討する予定でございます。なお、提示の仕方については、現時点ではまだ確定しておりませんが、地元の住民の方々に説明する上で整理が必要と考えてございます。

続いて、同じく方法書を作成する際に現地の確認を行っているのかということに関しては、技術手法に基づいて、既存の文献等により、説明、調査を行っているとは回答させていただいたところ、続けての意見として、地域の概況について現在までの方法書では、既存資料のみしか記載していないが、現地踏査を踏まえた、現地調査ルートがいつ明らかになるのかというご質問がありました。方法書の時点においては、既存の文献を基本とさせていただいており、今後、方法書の手続きを進める上で、項目と手法を決定して参ります。その後現地調査を行う際に、その結果について準備書において示させていただきますと回答してございます。

5番目に、方法書では、いつどこで何が、どのようになるのかについてその部分を議論しなければならないという点についてもご意見がありまして、その場では、回答はしておりませんでした。本日、後日回答ということで、対象道路事業に係る方法書に、アセス法の第5条第1項第7号に挙げる事項を記載するにあたって、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならないとされておりまして、方法書に記載した内容を今後詳細に検討していくにあたり、不足する点や留意すべき点について助言をいただき、今後の調

査計画に反映させたいと考えております。

なお、詳細な調査地点については、調査計画を立案した時点で報告をさせていただきたいと思っております。その調査報告の立案に関係して、少しスクリーンの方を見ていただきたいと思います。こちら側の手続きのフローについては、上の方がありますが、山梨県の都市計画決定等に係る手続きのマニュアルの抜粋になります。左側のこちら側の枠の方が、環境影響評価を進めるにあたっての手続き、事業者によって都市計画決定権者が進めるものがこの紫の部分で、地元住民に説明する場とか、意見を求める場が、この黄色の部分の左端になります。環境部局の方で、所要の法に基づく手続き、条例等も含めた手続きを進めるのが、右端側の流れになります。

現在、方法書の作成を行って、方法書の公告縦覧から、意見の提出までなされているところで、今回、この意見概要及び見解の公告縦覧、こちら側の方に、今現時点で公告縦覧が始まっているという現時点の段階になります。今後、この山梨県の環境影響評価等の技術審議会のご意見をいただきながら、知事意見にまとめていただいて、知事意見を受けて事業者の方としましては調査項目と手法の決定を行った後、環境影響評価を実施していくこととなります。環境影響評価を実施していくにあたっては、右側の方の欄がありますが、その都市計画決定手続きにおいては、詳細なルートと構造を検討した後に、都市計画案も作成という、作業段階は、事業者の方で行った上で、都市計画の案について地元等の方に説明を行う必要があります。

都市計画案を説明するタイミングの時に、ルートを確定したものに対して、環境影響を詳細に検討した上で、準備書の案を作成していく流れになります。ルートと構造が確定していく時には、準備書というのが、影響評価として作業段階になりますので、今回方法書に関していただいたご意見の中で、いろいろありますが、現地調査をどのようにやっていくのかという調査計画の立案につきましては、この環境影響評価を実施する項目と手法が決定した後、ルートが確定するまでの間に審議会の委員の先生方にはご報告をさせていただきたいと考えています。前回の審議会の時には、なかなかいつどうするのかという辺りの説明が行き届かなかったことがございますので、そういう今後、都市計画原案ルートの確定という検討手順が必要になってございまして、そういうことも踏まえまして、現地調査に入る前までのうちには、審議会の方々に報告をさせていただきたいという趣旨を総論の中で、追記をさせていただいてございます。以上でスクリーンのところは終わりにさせていただきます。

続きまして資料1に戻りまして、6番で同じく方法書の総論で田中委員の方から、方法書では動物に対する具体的な調査方法や生態系の評価方法などを明らかにするもので、この事業の方法書を見ると技術指針等に抽象的に記載されている手法をそのまま貼り付けているように見られ、どのように考えているのかというご質問がありました。

当日は、国土交通省の道路事業に適用される政令の対象についての技術手法、そ

の技術手法が定められているので、技術手法に準じて記載されているものもごさいます。また、地域特性として、八ヶ岳周辺、山梨では配慮しなくてはならないものについても追記されていると回答させていただいています。

7番で、法対象のアセスメントだとしても、事業は山梨県内で行われるわけなので県の技術指針についても考慮する必要があるということと、8番で県の指針では、影響について回避、最小化、代償の順で検討し、保全対策を複数検討することとなっていると、そうした点についても検討する必要があるというご意見をいただいています。そのことに関して、今回、赤字で追記させていただいておりますが、道路事業に関しては、ご指摘の通り、技術指針に基づいて、回避、低減、保全というふうな手順を進めることとされておりますが、山梨県の環境影響評価等の技術指針においては、第2項において、環境影響評価を行う基本的な考え方というのがございまして、第2項にある事業の実施が環境に配慮されながら行えるよう可能な限りルートによる回避、構造等による最小化を検討した上で、さらに影響が予想される場合においては、環境保全措置としての低減、代償の順として、山梨県の技術指針の考え方に基づいて、検討を進めて参りたいと思っております。

続いて、9番以降が、大気、騒音、振動等に関わる内容になります。9番については、調査範囲が幅1km帯の中で、大気質などの調査範囲が一定の範囲で何区間か区切って示されているが、どういう考え方で選定されるのかということに関しては、当日に、大気、騒音、振動は住宅等の存在や主要な道路との交差を考慮して、調査区域を示させていただいているのが方法書の調査区域となっております。

また、10番から13番までが工藤先生のご意見になっております。まず、方法書に示されている地形図を見る限り、晴れた日は相当冷え込み、地上付近では、かなりの強安定が予想されると、地形も複雑なため、道路構造と場所によっては、ブルーム・パフで評価できないケースも想定されるのではないかとということです。11番では、調査としては、風向と風速のみとなっているが、安定度については、気温を測定し、地上のみでなく、2高度で、安定度をしっかり測定するようにして欲しいという意見でした。さらに12番で、発生源についてですが、発生源が地面であり、強安定となった場合には、風下側の影響は割と大きくなると予想され、ルートや地形が複雑で場所によっては溜まることも予想されるので、そういったことを考慮して地域選定し、影響が大きいところには、多めに地点を設定して観測すること、13番目に、当該地域は夕方になれば、八ヶ岳の方から冷気が重力で降りてくると予想され、長坂ジャンクションから北東に向かうルートの直線部分を嵩上げした盛土構造とすると、その部分で冷気が堰き止められ、その上流部分への霜などの影響が懸念されるので、その影響についても、検討することという意見をいただいております。

まず10番、11番につきましてですが、基本として大気の予測手法については、現時点方法書に示させていただいている考え方になりますが、道路事業の環境影響評価では、大気汚染の予測手法として、ブルーム式及びパフ式が一般的な手法とし

て用いられており、本事業については、一部山間部を通過することとなりますが、地域特性を考慮した係数を適切に設定することにより、本条件を考慮した大気汚染の状況を予測できるものとして、これまで一般的に使用されており、その検証により信頼性が確保されているのが、今の道路事業に関係した全国的な考え方となっております。

また、引き続きその地形の反映とそれと詳細なルートの関係についてですが、12番のところに回答させていただいております。現時点においては、詳細のルート構造が決まっていないという状況もありまして、通過する地形条件などがどのようになるか不明な状況です。このご意見を踏まえて、最多風向である北側が、ルートの風下側でせきとめられる地形条件となり、大気が強安定になりやすいと考えられる場合については、代表地点に調査地点を設定いたします。また、調査した風向、風速及び現況濃度に基づいて、適切な予測条件を設定して、接地逆転層が考慮された係数を用いて予測を行うこととします。なお、詳細の調査地点については、調査計画を立案した時点で、報告をさせていただきたいと思っております。

13番目につきまして、冷気の重力の影響になりますが、ご意見に基づいて冷気溜まりへの影響が予想される地域についても留意した上で、調査地点を選定して参りますというふうな考えでございます。

補足の資料を用意させていただいておりますので、補足資料を委員の方々にお配りして、定性的に回答させていただいておりますが、できるだけ調査区域に関して説明できるようにさせていただきたいと思っております。それではクリップでとめておりますので、クリップを外していただいてA3の資料2と、それから補足の資料で資料3がブルーム・パフ式、資料4が騒音調査地点、資料5が水質・水象等に関わる資料になってございます。

(坂本会長)

確認ですけど、ここ(補足資料)には非公開資料という書き方していますが、一般の方には見せられないということですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

方法書の時点では、項目と予測評価の手法について検討する内容としてございますが、今後、項目と手法を決定した後に、環境影響を予測する検討段階がございまして、その検討段階も含めて、今回、踏み込んだ説明をさせていただく資料としておりますので、現時点でまだ一般の方々のところにはお示しできません。

(坂本会長)

わかりました。一応タイトルだけ読みますと、項目別による調査地点選定等の考え方と想定される概ねの道路構造ということで、いろんなことを考えているのだけど、道路構造、この辺りはこうなることも考えている、というような資料です。個

別のどの場所がどうかっていうのは、あまりはつきりできないので一般公開はしてないということです。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ありがとうございます。それでは、大気質の部分について補足をさせていただきます。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

業務委託を受けております、大日本コンサルタントの小田でございます。技術的な面を補足説明させていただきます。

まず先ほど、ブルーム式、パフ式のお話ございましたので、非公開資料3で、A4判の資料がとじ込んであると思いますので、そちらをご覧くださいませうでしょうか。ブルーム式、パフ式において、地形条件ですとか、接地逆転層などを反映するタイミングをフローチャートの中にお示ししております。

左側、(1)番がまず地域特性を反映した風向風速を現地で測定するというのが一つ目の反映の手法でございます。そのあと(2)番が、既存の測定局のデータと現地の調査結果の相関分析をかけまして、風速の地域特性をきちんと現地調査結果が反映できているかということを確認するというのが、二つ目の反映の手法でございます。さらに異常年検定を行いまして、ここ数年間の気象に対して、その調査した年が特異な年ではないと、十分な代表性を担保できているということを確認するという手順を行います。さらに(4)番の方ですけれども、弱風時の鉛直方向の拡散幅、排気ガスがどのように上空に広がっていくかっていうことの係数につきましては、全国の接地逆転層の事例も考慮された中で設定した係数というのが示されておりますので、それを用いることによりまして、接地逆転層が起きた場合を想定した予測ができるものというように考えております。

そして、こちらの図面の方に戻っていただきまして、ご意見をいただきましたような強安定になりそうな地形の場所ですとか、今の1km帯が通っているところと地形を重ね合わせて、このあたり強安定になるかもしれないなというところに矢印を引っ張っているのですけれども、そのような地形の場所等と今後ルート構造がどうなるのか、トンネルの部分では、あまり大気は関係ありませんので、明かりの部分であったり、盛土の部分であったり、地形との交差の角度といったことも、これから少しずつ、具体的になって参りますので、そういったところを踏まえまして、代表地点に調査地点を設定していくものと考えております。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

すいません。一つ一つ、確認していると時間がかかるので、結構今もすでに時間過ぎておりますが、以降、14番のところ騒音の関係になります。箕浦先生からいただいてございまして、当日のところについては、静穏な地域というところで、

当然地域的なところにおいては非常に自然豊かで静かなところなので、そういうところでというのは配慮するのかというご意見をいただきました。

本日追加させていただいたのは、特定の音源の局所的な影響を受けない静穏な地域として、現況の交通騒音、鉄道騒音、生活音の影響を受けにくい場所として、幹線道路、鉄道、民家密集地から離れた場所を調査地点に選定して騒音の現況を把握します。調査地点としましてですが、そういう、先ほど追加でお配りした非公開資料4がありますが、そちらに騒音の調査地点の考え方として示させていただいています。こちらの資料については、騒音に係る環境基準の評価マニュアルを元にしてはいるものですが、幹線道路の場合、評価の範囲として、近接空間、さらに非近接空間として、評価範囲を設定するような考え方になっています。その範囲については、概ね50メートルを目安とされているところです。沿道の官民境界、道路の端部から50メートルを離れると下の方に示しておりますが、約41デシベルぐらいまで下がって、減少幅としては、約34デシベルほどは減衰するというふうな調査結果も得られておまして、そのような範囲についても、今後検討をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料1に戻って15番、調査範囲図のところについて資料の2ページ目をご覧ください。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

小田ですよろしく申し上げます。

非公開資料2、調査範囲図の2ページ目が騒音と振動の調査地点の概ねの場所を矢印でお示ししております。今ご説明いただきましたように、道路の沿道から50メートルぐらいは道路の騒音の影響が大きいものですから、主要な道路から50メートル以上離れた住宅地というところで、現地の静穏な状況というものが把握できると考えております。時間もないので、説明はこのぐらいにさせていただいて後程またご質問いただければと思います。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

続きまして、15番以降水質、水象、地下水の関係で多数ご意見をいただいているところです。全般、共通してのご質問になりますが、その河川においては、下流側に影響するというふうなことをどう反映するのかということと、地下水も含めて水象をどのように調査するのかというのが、調査方法としてご意見をいただいているところです。まず15番に書いてありますが、ご意見に基づいて下流側の影響も配慮した上で、水質、水象、地下水の調査地点の設定を検討します。調査位置の考え方については、非公開資料5、A4でお配りしている水質と水象等にかかる代表地点の考え方の資料になります。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

小田でございます。よろしく申し上げます。

非公開資料5の方の図面に、矢印でいろいろ書き込みをさせていただいております。これは例えばこういった地形で、黒い点々で示しましたような道路の計画があった場合に、集水範囲を推計する「水文学的な式」がございまして、それで計算すると、トンネルの中に水が抜ける集水範囲というのが地図で赤く示されたような感じに、地形に沿って計算することができるという式がございまして。「水文学的な式」は裏面にちょっと解説を載せていますが、説明は割愛させていただきます。このような集水範囲を得たときに、トンネルの下流側でも水が引っ張られますので、②番、水象（河川流量）の調査範囲は、例えば、集水範囲の一番下流側のところで設定してあげると、どのぐらい水が減るかということがわかるであろうと、今考えております。①の方では、水質は今回工事中の濁水等の影響予測を想定しておりますので、これは工事の排水、例えばトンネル坑口からの工事中の排水ですとか、そういったものが流入する場所、工事箇所直下流が一番影響の大きい場所と考えられますので、ここで調査をして対策を検討することで、下流側への影響もすべて低減できるのではないかと今考えておるところです。そして③は今後事業を進めていく中で、事後調査を想定して、施工前後の比較のためには、かなり下流の方にも地点を取る必要があるのではないかとということも現時点で検討したいと考えております。最後に④番の地下水の水位につきましては、これは計算されたトンネルの集水範囲で、地下水の水位が下がる可能性がありますので、現状井戸があれば、その水位を計らしていただくということも考えて現地の調査計画を立てていきたいと、このように考えております。

（事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官）

資料1に戻ります。17番につきまして、小さい河川や湧水とか、そういうものを対象として調査するののかというご質問につきましては、地元で重要とされている水路、用水、小河川等について、事前に確認させていただきまして、調査対象とするか検討の上、実施して参ります。調査地点は、調査計画を立案した時点で報告とさせていただきたいと思っております。

18番で、流量の測定間隔について、月1回、四半期に1回など、散発的な計測では、自然変動が大きな変数となり正当な影響を評価することができないのではないかとということで、簡易的な水位計等を利用することによって、何点かモニタリングを実施できないかというふうなご意見をいただいております。

それにつきましては、アセス時の水質に関わる現地調査は月1回、年1回とすることを現時点では予定してございます。なお、工事中事業実施段階における施工管理の一環としましては、工事による河川水質、流量への影響の有無を確認するために、対象河川及び工事排水、トンネル排水が予想される支川など、適切に調査地点を設定し、着工前から供用後一定期間まで、環境基準に準拠した項目手法による水質流量調査を実施することを予定してございます。

続いて19番で、トンネル工事においてコンクリートが使用される場合に、水の濁りや水の汚れについて、項目を選定して評価を行うべきではないかというご意見につきましては、トンネル排水、工事中の排水については、一般的なトンネル工事では、発生する濁水や汚れの影響を低減するために、通常沈砂地等の濁水処理施設で処理した後に、公共用水に放流して水質への影響の低減を図っていることから、項目の選定とはしてございません。

続いて3ページ、21番になります。水源の調査に関係しましては、現在文献の調査のみでございますが、今後、赤字で示しておりますが、上水道、灌漑用水、工業用水等の水道水源については、最新の文献資料の収集及び関係市町村へのヒアリングを踏まえて、把握する予定でございます。ヒアリングを実施した後に、調査計画を立案させていただきます。また、地下水の利用状況につきましては、水道水源等も含めて、今後、最新の文献資料の収集、関係市町村へのヒアリングを踏まえて、状況を把握する予定とさせていただきます。あと、23番で湯本先生の方から、ため池の存在についても、ご意見をいただいております。ため池につきましても、現地の方を確認させていただいた上で、水源と同様に、対象をどうするかということを検討した上で、調査をさせていただきます。調査の箇所については、調査計画を立案した時点で説明とさせていただきますと思います。

地形地質については、前回、回答させていただいたとおり、長野の案件になります。

25番以降が動物、植物、生態系の関係になります。全般共通になりますが、25番で説明させていただいているのは、できるだけ動植物の関係とか、今後、現地の調査をしていく中で確認をしていく案件もございますが、今後の現地調査によって貴重な動植物の存在を確認した上で、可能な限りルート回避による検討、構造等による最小化を検討して、さらに影響が予想される場合に、環境保全措置として低減、代償の順に、山梨県の技術指針に基づいて進めて参りたいと思っております。その地点の考え方について、補足資料を用いて説明をさせていただきます。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

小田でございますよろしくお願いいたします。

図面集の5ページ及び6ページが動植物と生態系の調査地点の考え方になっております。図面の中にいろいろ丸印とか矢印とかお示ししてありますのは、今回、文献調査及び住民の方のご意見とかで、この辺りにこういうものがあるから気をつけてとか、ため池がたくさんあるから気をつけてとか、湿地性のものをよく見てくださいとかいうお話がいろいろあったところを、今、模式的に丸を付けさせていただいております。こういったところに、現場では注意をしながら調査をしていくということを現時点で考えております。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

図中に青で丸を落としたり、6 ページでは、緑で丸をしたり赤で丸をしている地点が、四角枠で補足説明しており色と関連づけしてみただけであれば、そういう配慮した地点のところにおいて対象の調査箇所を考えております。

続いて29番につきまして、田中委員の方から、動植物などの生態系において湧水地は非常に重要ということで湧水地の場所について、どう確認するのかと質問がありました。当日は、ヒアリングにより把握するというので、ざっくり説明させていただいたのですが、本日、地下水の利用状況及び水道水源については、今後最新の文献資料の収集及び関係市町村へのヒアリングを踏まえて、把握させていただきまします。その際に、位置、状況把握のほか、動植物及び生態系にとって重要な地点となっているか、地元等の専門家等へのヒアリングを行い、環境影響評価の対象とする湧水地を選定して参りたいと考えております。

続いて4 ページで植物の関係になります。32番で、小林委員の方からいただいているご意見になります。山梨県には湿地や湧水のあるところが割と少ないため、そこに希少な植物が見つかる可能性があるということで、そのような丁寧な調査をしていただきたいということでした。本日の回答としましては、ご意見に基づいて、湿地性の植物や木本類などの希少植物の存在にも配慮した上で可能な限り、最新のデータを確認し、現地調査を計画実施しますとさせていただいております。以下34番まで同様の回答です。

35番については、植物に関して、できるだけ定量的な評価をいただきたい、生態系も含めてということになります。回答としましては、事業の実施による植物の改変地点数や、消失個体数との割合を記載するなど、可能な限り、定量的な影響予測及び評価に努めて参りますとさせていただいております。

37番から39番、また、40番、41番が景観、人とふれあいの場の関係で、石井委員と坂本会長の方からいただいたご意見になります。39番の石井委員からの意見につきましては、トンネル坑口の付近において、どのように地形をなじませるかということを検討して欲しいということでした。ご意見に基づきまして、トンネル坑口部の景観についても配慮して、今後、影響予測及び評価を行って、必要に応じて環境保全措置を検討して参りたいと思っております。なお、坑口のデザイン等については、事業実施段階において詳細な検討を行う予定です。

40番で人ふれの関係になります。工事ヤードの設置等の技術手法における規定で自然公園法等の法律の指定区域を通過しないため非選定とあるが、指定区域以外であっても配慮すべきではないかというご意見でございました。当然、いろいろ自然環境が豊かな地域において観光客含めて、配慮が必要だと思っております。文面的には、事業実施段階における実施内容とさせていただいて、目隠し板の設置や工事車両等の速度制限等によって、工事中の配慮事項を実施することによって、影響低減をできると考えているとさせていただいております。

最後、自動車の走行によって夜間の前照灯、ヘッドライトの影響について、準備書でどのように表現するのかというご意見でした。今回の回答とさせていただいて

いるのは、光害に係る既往の準備書の事例を参考にしながら、道路照明や前照灯によるスターウォッチングサイトに及ぼす影響については、専門家等に相談しながら、予測手法や対策内容を検討して参りたいと思っております。お配りしている資料の8ページをご覧ください。⑦で人と自然と触れ合い活動の場として、その対象のものを記載させていただいております。黄色の部分で、丸を示させていただいているところが、スターウォッチングサイトとしてキャンプ場とかそういうふうな利用形態がなされてあるところについては、そういう配慮が必要な地点と考えてございます。ルート上でいきますとY20のウッドペッカーだったり、Y19で清里中央オートキャンプ場だったり、そういう施設が長野県区間では右端に星印である八ヶ岳の触れ合い公園というのが、スターウォッチングサイトの対象として考慮する施設だと思っております。主体的には長野県の方の事業実施区域に八ヶ岳触れ合い公園として、スターウォッチングに関して具体的な専門家とのいろいろな検討を行う予定としておまして、そのような検討段階において、山梨県の方についても同様に、検討させていただければと思っております。以上で、意見の内容について回答させていただきました。ありがとうございます。

(坂本会長)

それでは、皆さんにご意見をいただきますが、まとめるともう少し場所や候補がわかるような資料をお出しいただいたということです。ここで事務局確認ですけど、非公開、この部分を非公開にするってことがあります。よろしいのでしょうか。規定によりますと動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いてすべて公開とするとなっています。拡大解釈すれば、個人情報に関わる部分が関われば、そうなりますけど、この扱いはどうなのでしょう。

(事務局 渡邊副主査)

今回、事業者に対し、会議は公開で行ってください、資料に関してもできる限り公開の資料を出してくださいというお願いをしたところですが、この部分に関しては、委員限りの資料でなければ提供できないというお話がありました。これに関して提供されないと審議会での審議が全くできなくなってしまうと考え、今回このような取り扱いとしております。

(坂本会長)

ということは事務局としては、非公開は了解しているということですね。それを前提としますと、この地図の具体的な地名上げて議論することはできないということですね。例えば何町の部分はこのようになっているけど、それは変じゃないかみたいな議論ができないということですか。それであればその部分は、非公開の部分を別に設定していますのでそこでやることもできますけど。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

甲府河川国道事務所の方から、事業者の資料の取り扱い上の説明をさせていただきます。

冒頭に坂本会長の方からもございましたが、この地図上に、想定される道路構造が、2種類の形の組み合わせで、「または」というふうな表示をさせていただいていることについては今後、詳細なルート等構造を検討していく段階における内容なので、まだ何も確定しているものではないという、そういう誤解を招いてはいけないという、情報になります。

その点と貴重種に関して、調査対象箇所のところを、丸印でポイントを押さえてございますので、そういう取り扱いについては非公開にさせていただいてきたいと思っております。

(坂本会長)

はい、田中委員どうぞ。

(田中委員)

田中ですけれども、今の①からのこのA3の図面（非公開資料2）ですね、これは位置付けとしたら公開されている方法書の追加資料なのですか

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

方法書については、既に公告縦覧した公表された資料でございます。この方法書を元に事業者の方が項目と手法を決定していく流れがございます。その事業者が項目等手法決定していく前に、山梨県の技術審議会の委員の方々に意見をまとめていただいて・・・。

(田中委員)

審議会だけのための資料ということですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

審議会説明用とさせていただきたい。

(田中委員)

この前もお話したと思ったのですが、方法書というのは、これからやっていく調査の方法を示すものです。ところが何にも書いてないわけですよ。方法書にはね。それで、今回、提出された追加資料には、例えば動植物分野で書いてあることもまだほとんど書いてないに等しいけれども、何らかの情報が示してあるので、こういったものは、本来、方法書の中身として、市民に示されるべきだと思います。方法書の縦覧が終わった今、少しずつ本来の報告書の内容が出てくるのは、なんか

すごくタイミングがずれているような気がするんですよ。

(坂本会長)

私が弁護するわけじゃないですけど、最初にご説明のあった、ルートはこれから都市計画の委員会で諮って決めるということで、それより前に示すことができないという理解でしょうか。ルートとか工法ですね。

主にはこの地図の希少種のところとトンネルかどうかというところなどは、公開できない。トンネルかどうかのところは公開できないというのは、これからルートを決めるので、ここで公開すると誤解を生むからこの審議会じゃない都市計画の方でやるからという理解でよろしいでしょうか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

会長の方から冒頭もありましたが、まだ決まってない要素が多い中で、委員の先生方に意見を頂くのに具体的、具体性がないということについては、もうおっしゃるとおり私も理解するところではあるのですが、こちらのスクリーンの方で説明をさせていただきますが、環境影響評価と都市計画上の手続き、先ほど縦軸で説明をさせていただいたものと同じではあるのですが、この方法書の段階においては、調査と予測と評価の手法を決定することとなっていて、どのような言い方をしているといったら、現在その方法書の段階なのでどのような影響について、どのような方法で、その項目、項目の選定等、方法と調査、予測の仕方、どのような進め方でやっていくのかということの考え方だけの時点が方法書の段階でして。

(田中委員)

ちょっと説明しますと、スライドの図にありますように、本来方法書は配慮書の後に来るからそういう内容が書かれるものものなんですね。今回の配慮書は計画段階評価でやったこととみなすという、制度の過渡期としての特別措置ですね。そうだとすると配慮書の内容が行われているという大前提での方法書なんです。だから、今のスライドのその方法書の説明ところだけをピックアップされて説明され、その内容が示されているというのは読み違いで、本来の配慮書で示される検討結果が方法書で示されるなどの工夫が必要だと思います。

(坂本会長)

私から言わせていただくと、方法という言葉の中には、いつどこでということと手法というのが含まれていると私どもは理解していて、今、そちらからご説明あったのは手法の説明が方法の説明だと、そういう説明だったのです。ちょっとその認識が違うと思います。

(田中委員)

スライドに映っている配慮書に記載される内容を読みますと、「事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項について検討を行い、その結果をまとめたもの」とあります。それは方法書の前に終わっているはずの配慮書の段階であり、今回は計画段階評価書でそれを実施したとみなされているわけです。それなのに今の段階で、それらの内容、即ち、位置や規模などの内容がまだ公開することもできない、これから検討する、といわれたら、論理的におかしくなっていないですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

すいません。その配慮書の段階でも、方法書の段階においても、その事業の位置については、まだ、詳細な検討が必要な段階であり、幅、その道路の事業の計画においては、一定の計画幅の中で、想定されるものに対して調査を実施していくこととなっております。なので、配慮書の段階で、詳細な位置を決めておくべきではないかというふうなご意見については・・・。

(田中委員)

繰り返しますが、位置とか規模という事業の内容については、前段階の検討で複数案評価されてきている、という想定の仕事です。しかしながら過渡期のこの案件に対しては、国交省の道路アセスに対するその指針と、法アセスとの連携、からみ合いが全く上手くいってないというのはあり得ることです。ただそこは、我々は神様じゃないから、これがベストだっていう絶対的な手続きがわかっているということではなく、その都度、よりよい仕組みを考えながら、その土地土地の状況も踏まえつつ、環境アセスメントの本来の趣旨をちゃんと理解してやるべきだと。

先ほどのスライドにありましたが、環境アセスメントの趣旨を全く理解されてないのではと思います。配慮書からすべて、このスライドに書かれたプロセスは環境アセスメントなんです。準備書以降が環境アセスメントのように聞こえますが、そういうことではありません。配慮書からの全部の手続きを通して、国民の意見を聞きながら、環境面に対するその意見を集約していき、事業に必要で可能な環境配慮を統合していくということなんです。しかし、今のやり方だったら、そういう本来の環境アセスメント制度の理念がなし遂げられなくなっちゃうような進み方をわざわざやっているようにしか見えません。普通にちゃんとやろうと思えば、動植物生態系など、こんな何も方法が書いてないような方法書が出てくるわけがないと思うんですよ。

(坂本会長)

事業者さんいかがでしょうか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

田中委員のご指摘のことも重々承知しているところでございまして、平成26年の法アセスの改定時において、経過措置の取り扱い上、配慮書が検討書の書類として読み換えられたものとなってございまして、暫定措置の取り扱い上で、過渡期と聞いてございますので、同じような配慮書と同等に、検討、整理されたものではございません。いろいろご意見をいただきながら、私たちの方もできることをさせていただきたいと思っておりますので、ご意見はお願いしたいと思っております。

(坂本会長)

方法書に記載されている配慮書相当の文書を見ると、既存の道路を使うか新設するか、そのような中で、複数案をやっている、それ以上、細かいことをやってないような感じなんで、もう配慮書の段階で現時点では細かいルートまでやってないという、それがいいかどうかということは範囲を超えているのではないかと思います。

本来は、田中先生がおっしゃっていることは、配慮書の段階で、もう少しやっていくべき、本来的には。だけども、まだそこまで国土交通省さんも用意されていないということだと思います。

(田中委員)

読みかえるっていうふうになってはいますけれども、私も一応、これまで国土交通省の小委員会等でどういう資料が出されてどういう検討がなされているか、拝見しました。数回やっていますよね。その結果、動植物や生態系の検討に必要な情報は何にも出てないんですよ。唯一、森林比率、森林面積がどういうふうになるかっていうことぐらいの情報で、ほとんど何も情報がないです。ただ、それらも方法書ももう過去のことですので、次に、動植物や生態系に関する情報開示が正式にできるのが、準備書段階だと思います。

そこでもお願いですが、準備書の中に、これまでどういう経緯で、特に僕は動植物、生態系分野なので、どういう根拠に基づいて、ルート設定やルートの絞り込みが行われてきたかっていう事柄について、変だけれども、次善の策、あるいは最後の手段として、後付で良いので、準備書に明示してくださいってことです。

(坂本会長)

(スクリーンの) この上の方にルートの決定のところの流れがありますよね。だから、準備書まで待たなくても、この下の都市計画決定の手続きのところについては、この委員会でも、この委員会の委員にもご報告をいただくということで、その中でルートの決定がどうなされたかということがわかるようになるという理解でよろしいでしょうか。

(田中委員)

しかし環境アセスメントの理念から言えば、重要なのはやっぱり国民に情報開示

されるということが基本でなくては。同じことを検討していたとしても、内輪でやっているものは、環境アセスメントとは全く違うプロセスだと思います。実は、どこの国も、環境アセスメントの現地調査が入って初めて、ここにこんな貴重な生態系があったのか、こんな希少種が生息していたかわかるのですね。だから、配慮書のようなできるだけ早い段階で、既存文献に加えて、地元の人だとか、専門家とか、いろいろな人の持っている貴重な情報を考慮して、広域的な計画から具体的な計画に絞り込んでいくという本来の環境アセスメントの仕組みに近いプロセスを導入しているわけです。わが国の環境影響評価法も、配慮書や方法書を追加したりして、徐々にですが、そういう本来の形にだんだん近づいていく努力をしているんですね。そういう大きな流れ、大前提を理解していただかないと、あるプロセスの一部の内容だけを抜き取って議論されても困ってしまいます。後付けでも良いので準備書にこれまでの経緯、特に動植物、生態系の観点からの内容を示して県民に見える化するようお願いします。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見ありがとうございます。これまでの検討経緯と、今後、1 km対応を基本として詳細なルート位置を検討することになるわけなのですが。

(坂本会長)

制度的な不備があるのも、私どもも重々理解しておりますので、この話はちょっとここまで。私が質問したのは、この図の具体的な地名挙げた質問は、遠慮してくれということでもいいですね。皆さん他にご質問ご意見をお願いします。

(石井委員)

石井です。簡単に終わるので最初に言わせていただきます。

景観について、今回37番から41番まで景観関係を出していただいているのですが、毎回言っているはずなので、前回言ったはずだと思うのですが、可視領域を示してくださいという話は必ずしていたと思います。確か議事録にも入っていたような気がするのですが、それもちゃんとここに入れといていただきたいなということです。それがなぜかという話も多分したと思うのですが、その日常景観、今回住民の方からの意見とかにも、ほとんどがそういう話ですよ、日常景観、自分たちの生活する空間にどんなものが見えてくるのかははっきりさせてくれという話なので、やっぱり前回言いましたように、例えば国定公園の中だけとかというのを重要視するのではなくて、全部ちゃんとやるとかということを、もうちょっと強く打ち出さないと、やっぱり住民の方は納得していただけないですよ。だからそこはもうきちんと書いていただくと。

それから、構造物にしても、今回トンネルだけ書いていただいて、確か橋の話もしたように思いますが、橋の方も、もし高架橋とかできるのであれば、同じ高架橋

と一言で言っても、いろんな構造やデザイン、やり方があって、それによって見え方も違うし、環境に対する影響も違うのでちゃんとそういうところまで比較して、同じ高架橋じゃなくてこういった高架橋もあるよっていうのをそこまでやっていただくような少し丁寧なものを今回やってもらわないと、僕は納得しないし、皆さんも納得しないかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

(坂本会長)

事業者の方、回答をお願いいたします。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見のありました石井委員のところにつきまして、こちら側の後でお配りしました資料7ページを開いていただくと景観の部分になります。7ページの真ん中下、紫色で囲んでおりますが、事業実施区域内のところの景観資源については、改変される可能性があるため、文献、聞き取り、現地調査により現況を把握して、改変の程度を把握することとさせていただき、眺望の関係につきましても日常的に生活をされるような、そういう集落等からの視点等も含めて検討をさせていただきたいと思っております。その点について今回回答が漏れていたことについてはお詫び申し上げます。

また、詳細な構造を検討する上で、景観についてもその構造形式によっていろいろ検討するべきではないかというふうなご意見だと思います。当然、コンクリート橋にしたり、高架橋の形式にしたりしても複数あると思いますので、そのような形式についても、景観検討では必要だと思っております。

(坂本会長)

国土交通省の方にはそれなりの景観のマニュアルがあるのですよね。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

随分前ではありますが道路景観の整備マニュアルというのがあります。やはり人の感性というのがございますので、いろいろ委員の先生方とか専門家の方々のご意見をいただきながら進めさせていただいております。

(坂本会長)

ベースがマニュアルだけどそれプラスアルファを考えているという理解でよろしいですか。

(石井委員)

一つだけダメ押しですけれども、可視領域を図示していただくのは、やっていただけののですか。当然いろんなものがあるので、ここからは木があって見えないよ

とか当然出てくるのですけども、地形だけで見た時にここの範囲から見える可能性
があるという図は作っていただけますか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見のところについては、眺望点、眺望の視点場に対する可視領域でよろしい
でしょうか。

(石井委員)

違います。構造物が見える範囲を示してください。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

構造物を主体にした時の可視領域ということですね。それは、二次元的なものか
ら、三次元的な範囲もございますので、やり方が決まっておりますが、範囲につ
いては示せると思っております。

(石井委員)

今、ソフトがあるのでできます、地形を反映したものが。それで、図でちゃんと
示していただいて、そうしないと住民の方がここから意見を言っても見えている話
をしているのか、していないのかというのがわかんないわけなので、よろしくお願
いします。

(坂本会長)

それもルート等がある程度決まった時点という理解でよろしいですね。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そうですね。ルートと構想がある程度検討されて、どういう対象の範囲になるか
というのが確定する時点になりますので、そうすると、準備書の段階になるかと思
います。

(坂本会長)

準備書よりも大分前にということですよね。ルートの決定というのは、大分遅く
なるのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そちらに示させていただいているように、準備書がこの段階になるのですが、こ
の時点では、もう予測影響評価、保全措置の案が示される段階になります。その時
に、ルートと構造は確定していないといけないので、その原案の段階では、案とし
て説明することができると思います。

(坂本会長)

その時に、今のような図も一緒に見せてください。この審議会は開催できないかもしれませんが、資料としていただきたい。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

わかりました。はい。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。他の方いかがですか。

(小林委員)

先ほどのことに関係してしまうのですが、方法書で方法が出されて、評価をするのですよね。調査をして、予測して評価を実施するのですよね。だから名前は準備書となっているけど、そこには、その調査をして、その調査結果をもとに、どう予測をしたかとか、その結果どういう評価になったのかということが、その準備書には載ってくる訳ですよ。名前が準備書だけでも。そのことがやっぱり十分、何て言うのか、理解されてないのではないかなということが心配になるということです。

植物なんかは、動物もそうだと思いますが、ガイドライン的なことはあっても細かいマニュアルみたいなないわけです。これだけの希少種が、消滅したらうまくないか、そんなものはないですよ。だから、どういう調査をして、そして、どのようなものが出されて、どういうふうに予測して、どう考えたかということがすごく大事で、だから、調査の手法とか、そういうものを出して欲しいというわけです。ですからこの前、方法書の段階で、例えば植物の記載の調査の手法は、植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の状況とこう書いてあるだけで、具体的にどういう手法で、どうやるのかということが書いてないわけですよ。ですから、事業者の方が、おわかりになっていないのではないかという話を私はしたと思うんです。

今回、それを補う資料だということであっても、調査方法の考え方ということで出てきているのは、環境影響評価における調査手法を参考にして、必要に応じて専門家の助言を得ながら調査を実施というこの文言だけなんです。具体的にどう調査をされるのかというところが非常に不安で、もう準備書の段階では調査が終わってしまっているの、そのルートがはっきりしたところで、準備書の前に、委員には資料をとということなんです。できれば、そこを詳しく、こんな程度の段階ではなくて、こういう方法で調査をして、こういう方法で評価をしていくのだと、ここがすごく難しいことだから、だから前に田中委員さんができるだけ定量的にということをおっしゃったと思うのです。非常に難しい。だからここで検討することが大事だと思うのです。その案もなく、評価していくというのは、非常に心配な部分であ

るというふうに考えます。

やはり、この環境影響評価を実施するっていうのは、生態系がどういうふうに保全されていくかということですよね。希少種が保存されればいいってことじゃないのです。希少種というのは指標であって、こういう希少なものがあるから、ここの環境とかここの生態系ってすごく大事だというための指標であって、それがいくつ保全されたからいいとか、そういうことではないと思うのですよ。私は35番のところに、改変地点数とか、消失した個体の割合とか、そういうことが定量ということが出てきているわけですが、これで、予測評価はいいのだろうかというふうに考えています。そこのところをもう少し専門家の方とか、いろんな方に相談する中で明らかにして、資料として出していただければありがたいというふうに思います。以上です。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

貴重なご意見ありがとうございます。ご心配されていること、それから非常に難しい生態系や植物の改変に対する保全の検討においては、私たちだけでは難しいところがございます。調査の仕方、それから保全措置等も含めて、やはり専門家の方々のご意見をいただきながら進めて参ることは非常に重要だと思っております。先ほどから、調査計画を立案した時点で委員の方々に報告させていただきたいと申し上げてございますが、方法書でご意見をいただいた後、項目と手法を決定して現地調査に入っていく前までの段階で、この審議会の委員の方々にも報告させていただいて、できるだけ委員の方々のご意見を取り入れた調査計画にさせていただきたいと思っておりますので、その時に影響についても考慮されているかどうかという観点で、ご意見をいただければと思っております。

(坂本会長)

よろしいですか。一点だけ確認ですけど、わかりにくいのはこのタイミングですけど、ルート原案出てくるのはいつなんですか。今のご説明は、それより前後っていうとどういうことになるかなと。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ルート原案については、やはりその現地でのいろいろ環境の調査を実施して、その中で基本的な環境影響評価の考え方の回避と最小化と、その保全に対する代償、そういう手順を考慮してルート案を作成します。

(坂本会長)

今のご回答は何月になるということは答えられないのですね。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今現時点で何月というのは決まっておりませんが、調査方法が決定した後1年間は四季観測をしていかないといけないと思っておりますので、それ以降になります。

(坂本会長)

少なくとも今から1年以降ですね。ここで、その1年の間に、こちらにその調査方法についての詳しい資料をいただくということですね。ルートがはっきり決まってない部分があるかと思えますけど。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

調査に入る前までのうちに、いろいろ説明はさせていただきたいと思えます。

(田中委員)

そのような内容は、県民というか国民は公式に見る機会はあるのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

法律、それから、山梨県の条例上は、その手続きが考慮されておりましたが、事業者としましては、計画内容について一般の方々にもお示しをしたいと考えております。

(田中委員)

本来は、方法書がその公的な機会なのだと思います。本来は、方法書でその経緯や方法を、示すべきだと思います。それで、今、スライドに映されているその対応表でいうと、対応方針の決定等より右側のプロセスだけで議論されているので、いろんなことがおかしくなっているのだと思います。

先ほど、回避、最小化、代償の検討を、準備書で議論するとお話がありましたが、実はそんなことはできないです。特に生物系とか生態系の保全については、最初、即ち最初のルート選定を検討する時に配慮しなければ、即ち、配慮書段階で行わなければ、後の準備書段階ではほとんど何にもできないという項目です。ちなみに、水質汚濁や大気汚染や騒音振動などは、ある程度まではエンドオブパイプ、対症療法が可能です。

回避、最小化、代償というミティゲーションヒエラルキーの回避ミティゲーションは、配慮書のタイミングで検討すべき内容です。それ以降ではほとんど不可能です。最小化とか代償っていうのは、準備書段階でもまだ相当な検討が可能です。

現在の日本の環境アセスメントは、配慮書段階の複数案を一つに絞るっていうアセスと、方法書以降の段階の一つの案に絞られてからのアセスと、2種類あるのだと思います。しかし、前回、今回のご説明を聞いた範囲では、何か、前半のアセスと後半のアセスの都合のいいところとをくっつけて説明されているように、感じます。

(坂本会長)

私も、本来的なアセスについて、こうやるのだと言っていますが、制度的な限界があるのも理解しております。それで、制度的な限界の中で、この委員会があるということでこの場でどンドン言ってください、それを。

(田中委員)

そうですね、今回の審議会これから出しますと言われていたような情報については、本来、方法書の段階で国民に対して情報公開していただかなければいけなかったということです。そこで次善の策は何か、ということです。

(坂本会長)

時間もありますので、そういう本来的な話は、多分皆さんも本当はわかっていると思うんですね。ただ国土交通省さんがそこまで厳しくは言ってないのかもしれない。ちょっと私個人の解釈なので申し訳ない。ちょっとこの制度的なものは置いておいて、時間がないので、個別のことを進めていただきたいと思います。

(高木委員)

意見整理表の14番で騒音の話が出ていますが、一応専門なので、申し上げておきますが、非常に静穏な地域であるということは認識されていて、それにも応じてやるということで、今日いただいた資料の地図のところ、調査をする範囲が示されていて、この範囲そのものはもう文句の付けようがない。騒音なんかに関してはほぼ地下になってないところ以外は、地上に出ているところは、ほぼ全部丸がついているので、それでいいのですけれども、問題はそこでどれだけの地点数をやっていただけるといことが問題です。道路が決まって、実際に道路が通った時に騒音がすごく大きくなったよというふうな苦情が出て、そのところが調査をしてなかったのだからわかりませんという結論は欲しくないです。当然のように、この道路幅が1kmありますので、騒音は1km離れてしまえば全然違う世界になっちゃうわけですから、もし仮にこっちに来たときにはこの辺が危ないよね、仮にこっちにしたらこの辺が危ないよねというのをきちんと考えた計画を立てながら、しかも、普通はどっちかという騒音が大きいところを対象にして考えていけばいいけども、この地域に関しては、非常に静穏なところが問題だということもおわかりいただいているので、そここのところもきちんとやってくださいという念押しをしているだけです、よろしくお願いします。

(坂本会長)

回答いただいた方が記録に残りますのでお願いします。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見ありがとうございます。やはり、その地域特性にありますように八ヶ岳南麓で自然豊かな地域でございますので、ご意見を踏まえて、適切な調査計画を立案させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(坂本会長)

適切の中身を知りたいところではあるのですが、それはまた資料をいただくという理解でいきたいと思っております。

(湯本委員)

意見23番で、ため池の話をしていただきましたけれども、これは水資源としての話だけではなくて、これから鳥類にしても他のものにしても、その下の例えば両生類とかは虫類とか魚類とか昆虫類っていうものが非常に水辺に大きく多く出てきます。ため池も長い間、経過していると当然そういうえさ場としての位置を持つということで、非常にたくさんある水田ですとか、ため池ですとか、そういうものも含めた生物調査ということをしちんとさせていただきたいと思っております。

(田中委員)

今回、配布された資料をさらっと拝見すると、これは住民の方々の意見書を出していただきましたけれども、細かく見ていくと動植物分野に関する意見が結構あるのかなって思います。事業者としては、これはどういうふうにこれから、これに対応されるのでしょうか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

お配りしているのは、山梨県都市計画課において、今年の8月1日から9月11日まで公告縦覧して、9月からの2週間で意見書を提出していただいた内容を取りまとめたものです。それに関して、考え方というのを、意見に対する考え方を、都市計画決定権者の見解としてまとめてございます。書類の取り扱いについては、都市計画決定権者の知事の方から、環境部が所管する環境の知事の方に送付されてございますので、環境部の方で、住民の方々の意見として集約されたもので、最終的にはこの審議会のご意見でまとめられたものと知事意見として提出されるものと考えております。

(田中委員)

はい、そうだと思います。実は配慮書をどういうふうにするかっていうことと、実は関係がして、配慮書、即ち計画段階評価の段階では、計画も広く、どこにどんな貴重な生態系や動植物が存在するのか把握できていないので、その地域の人々や専門家の意見を聞いて、できるだけ幅広く意見を聞くなどして情報を収集し、

それらも踏まえた上で広域の検討を行うことになっているのだと思います。

ですから、今回の住民からの意見書にもあるような地域ならではの情報や材料がフルに使われるべきタイミングは、今回の方法書以降準備書前ではなく、本当は配慮書の段階ですね。したがって、配慮書段階、即ち計画段階評価で、幅広く地域の情報を収集、整理、分析することが必要だったわけです。そのような本来のタイミングが今回のケースでは、ずれちゃっているのです。これはもちろん制度上の仕組みが悪いからっていうことはありますが、だからといって、はい、そうですか、で終わるのではなく、せっかくの貴重な情報ですから何とかこのような地域情報を活かしていこうとすべきだと思います。

(坂本会長)

制度的には、知事意見の中に入れられるものをどんどん入れるしかないと思うんですよ。

(田中委員)

我々にかかっているということでしょうか。我々はこれ全部読んで、今日の時点で何か口出しして言わない限りは、反映されないってことですよ。

(坂本会長)

少なくとも、次回までには読んでいただいて、意見をいただければと思います。知事意見が多くなる可能性はありますが、なるべくこれも見ていただければと思います。事務局何かありますか。

(事務局 渡邊副主査)

制度上の説明ですけれども、県としては、意見の概要と見解の中で知事意見として言うべきことがあればそれを拾い上げて知事意見で伝えるということになります。出された意見を全部知事意見の中で拾い上げるというわけではありません。まずは意見を募集した事業者がその対応を考えて事業に配慮するというのがアセス制度の趣旨となっております。

(坂本会長)

わかりました。重要と思われる点は少なくとも知事意見に書いておきますよと。それ以外の点も別に、事業者さんが無視するわけではなくて考えるという。言葉をいただけているということでしょうかね。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

個々の意見に関して、事業者の考え方を、今現在、都市計画決定権者の見解としてまとめられておりますので、その意見の方向付けを現時点で整理させてもらって

おります。そういう中に、審議会でもいただいている意見等を地元の方から出ている意見もごございますので、そういうことを踏まえて、最終的には事業者として対応したいと思います。

(坂本会長)

これウェブページに公開されていますので、言ったのにやってないじゃないかという文句は直接そちらに行くということで、私どもはこれも参考にしつつ、知事意見の骨子を固めていくというふうに考えております。

ちょっと戻しますけど湯本先生の話、ちょっと確認ですけど、水について調べるのは、生物にとって重要だからということもあるので、そういう視点で調べてくださいよということですので了解いただけますか。例えば湿地とか特別の生態系があるような場所があったら、水の流れとかの検討はちゃんとやりますよ。湯本先生そういうことでよろしいでしょうか。湿地、ため池、水田を含めた生物調査をお願いしたいということです。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

わかりました。そういう植物とか、生態を含めての対象として検討します。

(坂本会長)

ちなみになんですけれども、長野県も同じですよ。ちょっと気になったのは長野県の方で、水文地質図の資料が出ていたので、それを出すということは、シミュレーションをやって、湿地がたくさんあるから、そこについての流れをシミュレーションやるというつもりで出したのかなと思ったのですが、そういうことではないですね。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

長野県の区間で独自にあるのは、重要な地形地質図という取り扱いが長野県だけにごございます。そういう観点と、あとその湿地関係についても、長野県の方には湿地の位置付けがされたものがございますが、山梨側には位置付けされたものが、文献で確認されていないので、湯本先生がおっしゃるように、いろいろため池とか、水田とか、そういうところにも、貴重なものがあるということがありますので、そういう観点で調査をさせていただきたいと思います。

(坂本会長)

やり方は県でそれぞれ違うと思いますが、こっちでやってこっちではないということがないことを確認したかったということです。ありがとうございます。

(佐藤委員)

鳥の専門ですけれども、25番で、回答いただきましたけれども、今、長い時間皆さんが議論したようにルートがわかってないこの段階で、特に生物、鳥類について何か意見をというとな大変難しいです。やはり個別にわかっているならば、具体的なことはいくらでも、こうして欲しいってことはいえるのですけれども、ですので今日の時点でもなかなか細かなことは申し上げられないのですが、一つやはり気になるのは、今日出していただいた資料の中で、当然ですけれども、トンネル式、地下式と、それから地表式と、それからかさ上げ式というふうに当然出てくるわけですが、どのくらいの比率で作るのか知りませんが、どちらにせよ、地下式以外は、地表とかさ上げについては、いわゆる環境分断していくのは明らかです。

それで、ずっとトンネルを通せば問題ない、私も前回申し上げたような気がするのですけれども、分断するということは、鳥類は羽があるから大丈夫ってということにはならないですね。当然動物はさらに問題で、移動の非常に遅い両生類や虫類はさらに問題なわけですね。もちろん昆虫も問題になります。ですので、この分断、生物の生息域を分断してしまう、植物もあえていえばそうなのですけれども、分断してしまうということはどうすればいいのかということをごきちんと考えていかないとまずいのではないのかなというふうに思います。

今回の住民の意見の中にも、そのことがたくさん書かれていますけど、動植物の中に、そして、直接的にはロードキルというその車に衝突して、鳥類が死ぬということも書かれていますね。この一般の人、住民の方たちがおっしゃる通りです。ですので、やはり今後、進めてく上で、どういう調査をするかというのは、相当慎重にやらなければならない。ルートが決まったら、このルートに関してはこういう手法でやりましょうというのを決定していかなければいけなくて、手続きを考えただけでもすごく大変だと思います。

例えばフクロウについては、国交省がある程度、指針のようなものをまとめて、研究報告書を出していますけれども、フクロウの夜間の行動域は、500m四方って書いてあるものもあれば、2km四方と書いてあるものがあったりして判然としていないし、その報告書の中にも、きちんと決まった研究結果がないと書いてあります。ですから、やはりそうすると最大値を取ると、2km四方だと、一つがいのフクロウがいれば、2km四方を使っているのだということで、この1kmのルート幅の中のどこかに引っかかっているのであれば、その個体が2km四方の末端で引っかかっているのか、中央で引っかかっているのか、どこで引っかかっているのか、きちんと見なきゃいけない。

ただ、今回の手法では、夜間観察すると書いてありますけれども、夜間の観察くらいでは、ほぼわからないというのは鳥類研究所の見解です。もし、きちんとやるのであれば、繁殖している親鳥の背中にGPSなりをつけて、この地域は地域で独特ですね、例えば山梨県でも、富士山麓のフクロウと、この清里周辺のフクロウでは、多分年間の利用している面積は違うと思います。それはその量によって変わってしまうので、明らかに違うと思うんですね。ですから、清里は清里なりの、この辺の

フクロウはこのくらいの縄張りが必要だねっていうことをきちんと押さえておかないと、その分断ということに対して対応できないということになります。

そして、この前も申し上げましたけれども、ロードキルの問題は、地表式、かさ上げ式で問題になりますけども、どうしても、小動物及び鳥類は高速道路に入ります、そして、衝突してしまいます。道路公団等でまとめた、日本全国でも年間に、3万5000件という事故例があります。鳥類はそのうち1万羽ぐらいありますね。それらが毎年死んでいくのです。道路というもので。それをいかに低減させるかっていう手法も考えなきゃいけないですね。

それは単純に作り終わった後に、国交省はポール立てればいいのか言って、両側にポールを建てていると書いてありますけども、そんな事後策ではなくて、やっぱり設計の段階で、鳥類や動物が侵入しない工法、そして、その地域のそれぞれの種類に対応したやり方というのは必ずあると思うので、長い年月がないとこんなことできないと思います。

そこを本当に承知した上で、回避ということを考えて設計もしていただきたいということで、ルートがもちろん決まれば、私ももっと細かく、申し上げることができると思いますが、これはもちろん、今、皆さんが問題にしている事業者さんが問題にする、オオタカとかハチクマでも同じことで、分断によって何が起こるかということをやちゃんと予測しなきゃいけない。終わってから、やっぱり減りましたじゃそれじゃ済まないことです。ということで、これ以上のことはなかなか申し上げようがないっていうところです。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

貴重なご意見だと思っております。鳥類、猛禽類に関しましては、専門家の方々でないとうからないような影響が多々あると思っておりますので、先生方のご意見をいただきながら、検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(坂本会長)

ありがとうございます。ちょっと時間が押していますので、工藤先生、岩田先生に一言いただいて、そのあと希少種の話に進みたいと思っております。

(工藤委員)

住民の方々の意見を読ませていただきまして、それに対する回答も拝見したのですが、率直に申し上げて、回答に誠意が感じられないなと思えました。住民の方々が抱かれています懸念も非常にもっともなことで、それに対して、回答についてはもう手法に従ってやっているからいいんだと言ったような形で、形式的な答えがされていたということで、この問題に向き合う態度として、もう少し真摯に向き合って欲しいなということをおもいました。それはまず、姿勢についてです。

それから私の前回の質問に対する回答ですけれども、10番、11番につきまし

ては、一部で山間部を通過しますが地域特性等を考慮したケースを適切に設定とありますけれども、これは具体的に言えばどういうことなのでしょうか。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

技術的なご説明をさせていただきます。先ほどの非公開資料3の方をご覧いただきたいと思います。まず今、ご質問をいただきました地域的な係数ということですが、まず予測条件となります。風向風速の条件を先ほどご説明しましたように、地域の状況に合うように設定をいたします。また、ここで係数と申したのは、この資料の(4)に、図中に示しました、鉛直拡散幅の拡散係数のことをさしております。こういったものを反映することで、プルーム式パフ式に地域状況が反映できると考えております。

(工藤委員)

正直甘いと思います。プルーム式パフ式が一般的な手法であるとおっしゃっていますけれども、この地形とこの道路構造は一般的でしょうか。プルーム式パフ式が使えるような、一般的な地形であり、一般的な道路構造でしょうかこれは。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見のことについては、重々承知してございますが、現時点でその詳細な道路の位置とトンネルの範囲とか、そういう構造が確定していない時点で、対象の地形を絞り込むというところまでには至らないということもご容赦願えればと思います。

(工藤委員)

この図だけで十分複雑です。この範囲内でどこになるかが十分複雑です。おそらくこれで住民の皆さんが懸念しておられるように、プルーム式パフ式では、真っ当な評価結果は出てこないと思います。なぜなら、安定度もかなりの強安定が出てくるでしょうし、かつ、冷気の滞留もあるでしょうし、また構造物によって気流の流れも変わります。ですから、安定度も変わり、気流も変わり、かつ走行も斜面に平行であったり、横断的であったりするわけで、これが単純にプルーム式パフ式の拡散幅を変えただけで、適正に評価できるとは私は思いません。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。ご反論ありますか。基本的にプルーム式パフ式は、煙突が立っている平らなところで、どうなるかという話なので、そんな式では全然駄目じゃないのという意見だと思います。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

技術的なご説明をさせていただきます。プルーム式パフ式の心配される点は、理解しております。道路の大気の前測においては、時間ごとの風向風速で、前測したものを年平均に足して、積算していきますので、夜に逆転層が起きて、滞留するような現象がもし起きるのであれば、その現地の結果、滞留するような風向風速で前測をすることになりますし、確かに地形は複雑であるとは思いますが、このような山岳道路は実は全国に例が幾つもございます、その道路の前測結果に基づいた統計的な、係数を国土技術政策総合研究所の方で整理されていらっしゃると思いますので、ご意見はいろいろ承知しておりますけれども、必ずしもプルーム式パフ式でそんなに外れた数字が出るとも言い切れないのではないかなと。

(工藤委員)

外れるかもしれないですよ。過小評価になるかもしれないですよ。その妥当性はどうか検証できますか。ですので、私が申し上げたいのは、これは道路環境影響評価の技術指針に従ってなさっていると思いますが、そこで、通常より拡散しにくい地形の場合についても書いてありますよね。そちらを適用することはお考えにならなかったのでしょうか。二つの道路構造が複雑な場合と、それから通常よりも拡散しにくい地形があった場合については、詳細手法を適用しなさいというふうに書いてありますよね。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

その手法はプルーム式パフ式の拡散式の補正適用のことをおっしゃっているのだと思いますが、それを用いることは、念頭にあります。これから現地調査を行いますので、現地の風の状況がどうなるのか、見させていただいて、普通にやったのでは、ちょっと難しいかもという判断が出れば、そういった補正はこれから検討させていただくつもりではあります。

(工藤委員)

どんな手法を用いようと思っておりますか。

(コンサルタント 大日本コンサルタント(株) 小田氏)

ちょっと結果を見てから、技術手法にもいろいろ参考例は載っておりますし、補正をした国土交通省さんの他の事業の事例も幾つもありますけれども、そこは前測結果を見てからどれを適用するのが適切であるか、相談していきたいと考えております。

(工藤委員)

おそらくこのぐらいの複雑さになると、野外拡散実験とか、やはり数値モデルにシミュレーションというのは必要になってくるかと思っておりますけれども、そのあたりも

念頭に検討されていますでしょうか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

地形的な条件というのは、既にわかっているところではございますが、そういうトンネルの坑口や地表に出る部分に関して、周辺に住宅等の生活の影響するような条件にあったような場合については、より慎重に、調査なり、予測をしていく必要があると思っています。

(工藤委員)

そればかりではなくても全般的にですね。私はこのままでは、真っ当な評価にはならないと思っています。ですので、こういった指標を使うことを想定しているぐらいは書いていただきたいです。

(坂本会長)

いかがでしょうか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

この場では即答できませんので、持ち帰りをさせていただいて、回答を準備させていただければと思います。

(坂本会長)

知事意見にも反映した方が良いでしょうか。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。水環境のところで、意見をさせていただいた点について幾つか回答をいただいております。水質項目については、施工箇所直下流で測定されるということで、直下流について評価を行うということは、大変良いことだと思います。あとは、その水文で「水文学的な式」というのが使われて、集水範囲を想定されておりまして、私、水文の専門ではありませんので今回の「水文学的な式」というのをよく存じ上げていないのですが、他の案件でもよく出てくるものであるということは存じ上げています。例えば付加体のような岩盤のところと、こういう八ヶ岳のような火山岩で透水性の高いところを、これ全部、今回の「水文学的な式」で説明されてくるのですけれども、これが本当に可能なのかどうかというところは、ちょっと私の方でも判断ができないですので、ご専門の方に、意見等を聞いて影響範囲を評価していただければと思います。

その中でも気になったのは、トンネルの集水範囲に着目されているのですけれども、要はトンネルの構内に水が入り込む影響のある範囲のことを注目されて、集水範囲の内、外での調査の位置の検討をされていると思うんですけれども、それをそ

うではなくて、トンネルの影響を受ける範囲が気になるといいますか、トンネルの中に水がどこから入り込んでくるかももちろん気にはなるんですが、トンネルがあることによって、下流側の水脈ですとか、地下水帯の流れがどう影響を受けて、地下水の湧出ですとか、河川の流量に変化が出るかということが、気になりますので、構内にどこから水が入るかという意味で集水帯を出すのではなくて、どう下流に影響が及ぼすかというようなところで、調査地の検討をしていただいた方がいいのではないかというふうに思っております。

それから、小さな河川等についてもご検討いただくということでそれはぜひお願いしたいと思います。例えば今回、配布いただいている資料に載っているような河川以外に多くの水路が流れていまして、おそらくそういった小さな水路に依存した棚田とか、たくさんあるかと思えます。1の流量の水がゼロになってしまうのと、10の流量の川が9になるのでは、同じ1が減るのでも、ゼロになってしまうのでは、影響が全く違いますので、やはりその小さな水路のところほど影響は大きく出る可能性がありますので、それはぜひやっていただきたいというふうに思っています。

あと、流量の観測について、アセス時の水質に関わる調査は月1回、また、年1回を基本としということで、これについてはどうしても散発的な調査にならざるをえないというのは理解をいたしますけれども、流量につきましては、他の案件でもそうですけれども、月1回のデータではもう評価することが難しいです。昼夜でも、水位は変化しますし、もちろん季節、天候によっても変わりますので、もちろんすべての範囲に、そういった常時観測を行うことは不可能ですが、重要と思われるような場所については、括弧書きで検討されておりますけれども、常時観測というのを検討していただきたいと思っています。特に工事が始まってからやりますというふうに書かれているのですけれども、それであればちょっと評価ができないので、アセス時の段階からきちんと評価前段階から評価をしておかないと、比較対象のデータが取れませんので、今のご回答ですと、着工前から供用後一定期間まで、環境基準に準拠しということですのでけれども、これ着工前の期間というのでも、十分に時間を取って、十分な時間で行うか、或いはアセス時から調査を行うなどの検討をしていただく必要があるのではないかというふうに考えています。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

年間で調査している管理河川等がありますので、そういう状況も把握して、その周辺の河川の流域と、水文全体が確認できるように、できればと。

(坂本会長)

それに関連して、長野県側の文章ですが、この辺はいっぱい井戸も湧水もあるのは把握していますという書き方がありましたが、どのくらい調べるのかなと気になっています。すべての、水源の話で個人の井戸まで全部調べるのか、湧水全部探しまくるのか、その辺について何か計画はございますか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

井戸について今現時点で決定していないので、坂本会長に対して正確な回答ができないのが現状ではありますが、その生活用水に関係しては、市に確認して求めたいと思っています。あと、自然に使われているとか、個人だけとかというふうな取り扱いのところについては、専門家の委員の方々ともいろいろ相談しながら検討して参りたいと思います。

(坂本会長)

わかりました。できる限りのことをやっていただけるのだろうかと思っていますし、市とも相談するというわけで井戸等の調査については、市が住民の意見を汲み上げて意見を言う機会があるという理解で良いですね。

(事務局 渡邊副主査)

欠席をされている箕浦委員から意見が届いておりまして、委員から、14番の騒音に関する意見です。静穏な地点に関するところでの見解に対して、調査地点として、住宅だけでなく、静穏な雰囲気が地域資源となっている観光地等も含めることをご検討いただきたいというのが一つ。

もう一つは、準備していただいた非公開資料4というところの中に、騒音調査地点の説明において、一般的に道路交通騒音の及ぶ範囲を考慮しとあるが、この範囲のことを書いてありますけれども、騒音が及ぶとは何を示すのか説明をしていただきたいという質問がきております。

(坂本会長)

前の方、最初の説明の中であった部分もあるのですが、改めてお願いします。一つは、静穏な雰囲気のところというのは、住宅だけでなく、観光地等もあるのではないかと、これが1点目。2点目は、騒音が及ぶ範囲の話でして、何デシベルというような話もあるのかもかもしれませんが、その辺で回答できることがございましたらお願いいたします。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

1点目の住宅以外のところで静穏な地域や配慮すべき地域に対しても、調査、評価すべきではないかということに関しましては、基本騒音の関係につきましては、騒音規制法というのが法律でありまして、その保全する対象の地域に関して、地元の行政の方で指定された地域がございます。それを法的に守って基準を守っていかないといけないというのが原則ではございますが、ご意見があったことに関して、対象となるような地域、地元の方で市の方で要望があったりしたことについては、検討して参りたいと思います。

(坂本会長)

わかりました。2点目もお願いします。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

先ほど後でお配りした非公開資料4で説明をさせていただきましたとおり、影響評価の範囲として、50メートル程度を想定してございますので、その範囲が基本予測範囲とさせていただきたいと思っております。

(坂本会長)

そのように委員の方にお伝えください。それではここで45分ぐらいまでよろしいでしょうか。トイレ休憩も取りたいと思います。その後、希少動植物に関する審議になりますので、報道関係者、傍聴の皆様が申し訳ありませんけど、410会議室を用意してありますのでお移りください。希少種の審議が終わりましたら、また、呼び出して戻っていただけるようにいたします。小休止ということでトイレ休憩兼ねてということにさせていただきます。

【非公開審議】

(坂本会長)

最後残った部分はこのA3で最初に配られたやつの最終ページ、影響評価方法書についての意見の概要と都市計画決定権者の見解ということで、それについてご説明をいただく予定です。その部分についてこの冊子のものから抽出したもので出来ているのだと思います。傍聴人の方は戻られるまでしばらくお待ちください。傍聴人の方々がお戻りになったので、続けたいと思います。非公開の部分はちょっと鳥類の調査方法なんかをちゃんとやってみたいな感じのことで、あんまり非公開にするほど詳しい内容はなかったという感触を持ちました。

それでは最後の部分ですけど、続きまして、事業者が募集した方法書に関する意見の内容と見解についてということで、あらかじめお配りした最終ページですけど、説明をお願いいたします。

(都市計画決定権者 都市計画課 星野課長補佐)

山梨県都市計画課の星野と申します。都市計画決定を行うアセス対象事業等につきましては、特例措置により都市計画決定権者が都市計画の手続きに合わせて、環境影響評価の手続きを行うとされているということから、意見概要書等の意見に対する見解書は、都市計画決定権者より提出させていただいております。そのため、

資料2につきまして、山梨県都市計画課よりご説明させていただきます。

委員の皆様方には公表版の厚い物がすでに配布されていると思いますが、資料2につきましては要約版とさせていただきます。また、意見の数の関係上一部割愛をさせていただきますながら説明をさせていただきます。方法書につきましては、今年の8月1日に公表し、8月1日から9月2日まで縦覧に供するとともに、ホームページ等において縦覧を行っております。それと併せて、8月1日から9月の17日までの間に方法書について意見を募集いたしました。その結果、意見書数が274、意見数としては481件ございました。意見ごとの分類といたしましては、事業計画に関するものが139件、環境影響評価に関するものが340件、その他が2件、合計481件となっております。これを都市計画決定権者の意見に対する見解といたしまして、事業予定者である国土交通省と協議を行いながら内容について検討を行い、12月12日に、環境部局の方に提出させていただきます。そして、環境部局の方で、13日より公告縦覧を開始しているという流れになっております。

それでは主な意見の概要と都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。まず、事業計画につきましてですけれども、事業の経緯、必要性、これ一番件数が多い102件ございました。意見の概要といたしましては、国道141号を整備すれば新しい道路が不要であるとか、環境に配慮しつつ早く開通して欲しい、後は、これまでの計画段階評価の審議資料にルート帯の転記ミス等があったが訂正せずにそのまま進められている等のご意見がございました。全体的な必要性については、いらないというご意見の方が多かったと認識しております。これに対する都市計画決定権者の見解といたしまして、国道141号は急カーブ、急な坂などの課題があり、特に災害時の代替道路の確保が重要であると認識しており、あと災害時の避難路であるとか、緊急輸送ルートとして、重要な役割を担う道路と認識しております。今後行う環境影響評価手続きの中で、調査等を行い、必要に応じ適切な環境保全を検討していくものと認識しているというふうな見解となります。

次に2番として、事業の計画、これ件数として26件ございました。内容といたしましては、標高が高い地域での急カーブや急勾配は危険、後は費用便益比、費用対効果と呼ばれるものですが、こう言うものを示していくべきだというようなご意見がございました。それに対しての見解といたしまして、計画段階評価にて複数の計画案の比較を実施していると認識していると、あと都市計画及び環境影響評価の手続きを適正に進めながら、詳細な道路の位置及び構造は検討を進める予定だと認識している。特にB/C（費用便益比）につきましては、詳細な設計とともに検討がなされるものと認識しております。

あと3番目といたしまして、都市計画に関すること、これは11件ございました。内容につきましては、都市計画決定に至る経緯であるとか、名称変更内容がよくわからないということですが、元々都市計画につきましては、山梨県の都市計画の上位計画となる山梨県都市計画マスタープランというものに県道の軸となる路

線として位置付けており、本事業の機能であるとか、地域の土地利用を勘案し、都市計画決定権者の山梨県が都市施設として位置づけることとしました。この際に、双葉葦崎清里幹線と名称をつけておりますが、これは都市計画道路名称であって、中部横断自動車道との名称は併存するという見解でございます。

一つ飛ばさせていただきまして5番、環境影響評価方法書に対する意見でございます。これについて43件意見がございました。これまでも議論がございましたが、内容といたしましては、事業計画が曖昧であるとか、地域概況に不備がある、調査地点等を事前に公表して欲しいというようなご意見がございました。これに対して提出した見解といたしましては、事業計画そのものは今後詳細を検討していく、地域概況は更新して準備書に記載していきたい、事後調査の内容や報告書の公表時期についても準備書に記載していきたいという見解で提出させていただいております。

続いて6番目ですけれども、項目並びに調査予測及び評価全般に対して、45件の意見がございました。内容といたしましては、盛土に放射能除染土を使用しないこと、スターウオッチングサイトへの光害、融雪剤・温室効果ガスの調査予測をして欲しい、中部横断自動車道を見据えた北杜市のまちづくりビジョンを尊重して計画を進めて欲しいとの意見がございました。これに対する見解といたしましては、事業に使用する材料は、各種法令に基づき適切に使用していきます。北杜市まちづくりビジョン【道路プラン】及びいただいた意見に配慮して、項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すると、評価項目については省令、条例等に基づき、選定しておりますというような見解を述べております。

続きまして7番、大気質につきましてですけれども、13件ご意見がございました。内容といたしましては、PM2.5、一酸化炭素、二酸化硫黄、光化学オキシダント等の調査を追加すべき。これについて見解といたしましては、PM2.5につきましては道路事業の環境影響評価において、予測することの必要性は現時点では低いと考えておりまして、環境影響評価の対象としておりません。また、一酸化炭素、二酸化硫黄につきましても現況濃度が低く、影響は想定されないということでこれについても、対象とはしておりませんという見解です。光化学オキシダントについては、汚染メカニズム等の未解明な部分多いことから、環境影響評価の対象とはしていないという見解としております。

8番目、大気質に関する調査全般ですが、11件の意見がございました。これについては、新たな常時監視測定地点の設置をすべき、建設予定路線全体で調査すべき等の意見をいただいております。これに対する見解といたしましては、技術手法に基づく住居等の保全対象が立地する地域で濃度変化がある箇所ごとに代表地点で適切に調査いたしますという見解としております。

9番ですけれども、大気質の予測及び評価、9件意見がございました。プルーム式パフ式では、地形変化に対応した大気予測するができないということですが、先ほど議論いただいているので見解につきましては割愛させていただきます。

10番、騒音振動調査全般、これについては、9件意見がございました。内容といたしましては、周波数ごとに騒音を測定し、1キロ全域で予測すべきという意見でした。見解といたしましては周波数構成が異なる騒音でも一般的な方法によって騒音の大きさは測定可能であるとか、調査地点についてですけれども、地域を代表する地点やインターチェンジ予定地も調査対象としますという見解としております。

続きまして11番、騒音振動の予測及び評価につきまして14件の意見がございました。騒音振動の評価基準の見直しを求める意見がございました。それに対して見解ですけれども、騒音・振動については、環境基本法及び振動規制法に基づいて評価基準を設定していきますという見解としております。

すいません一つ飛ばしていただきまして、13番、水象・水質については、これも件数多くて63件意見がございました。内容といたしましては、井戸水、湧水、地下水、河川の水質・水量、山の保水力等への影響ということでした。これについての見解といたしましては、当然調査は実施していきます。その必要に応じて専門家等の意見を伺いながらやっていくのですけれども環境影響がない又は極めて小さい場合以外は保全措置を検討していきますという見解としております。

すいません三つ飛ばしていただきまして、17番でございます。動物植物生態系全般に係る意見でございます。25件ございました。これも先ほど議論になっておりますが、ロードキル対策であるとか、貴重な動物の宝庫である八ヶ岳南麓への影響に対しての意見でございます。これも議論がございましたが、専門家等の助言を踏まえながら、環境影響がない又は極めて少ない小さい場合以外は環境保全措置を検討していきますという見解としております。

続きまして18番、動物植物生態系で主に植物等で6件の意見がございました。内容といたしましては、自然布の素材等の調査ということでございます。見解といたしましては、調査時期は方法書の記載を基本とし、いただいた意見に配意して専門家の助言を得ながら自然布の素材は生態系にて対応していきたいという見解としております。

続きまして19番、哺乳類等に対して7件の意見がございました。内容といたしましては、リス、シカ、イノシシ、カモシカ、ヤマネ、獣道等を調査して、環境影響評価を進めるべきというような意見でございます。これに対しての見解といたしまして、頂いた意見に配意して、既往の環境影響評価による調査手法も参考にして、必要に応じて専門家の助言を得ながら調査して参りますという見解としております。

続きまして20番、主に鳥類等につきまして、14件の意見をいただいております。猛禽類（フクロウを含む）、サギ類、アカショウビン等をしっかり調査して欲しいということで、アカショウビン等の渡り鳥については、渡りの時期であるとか、繁殖期を考慮して、生息状況を確認していきたいという見解で、あと猛禽類等については、いろんな猛禽類保護の進め方であるとか、サシバの保護も進め方に準拠し

で必要に応じて、専門家の助言を得ながら調査しますというような見解としております。

続きまして21番、主に両生類、爬虫類、昆虫類等で15件の意見がございました。ホタル、オオムラサキ、ニホンミツバチ等の調査をしっかりと、対策をとってもらいたいというようなご意見がございました。これに対して見解といたしましては、頂いた分布状況等を参考にして、調査、予測、評価を行いますと見解としております。特にオオムラサキにつきましては、食樹のエノキ等もございますので併せて調査を行うというような回答としております。

一つ飛ばしていただきまして、23番の景観、人と自然との触れ合い活動の場ということで、39件の意見がございました。内容といたしましては、八ヶ岳南麓の山岳・田園等の景観、スターウォッチング、地域の眺望点の調査をして欲しい、南アルプスユネスコエコパークへの配慮、道路植栽等の対策といったような意見がございました。見解といたしましては、主要な眺望景観、身近な自然景観、スターウォッチングサイトについては、現地踏査、聞き取り調査を踏まえて、調査地点として設定いたします。ユネスコエコパークは地域特性に追加し適切に配慮いたします。植樹等につきましては環境影響がない又は極めて小さい場合以外は環境保全措置を検討いたしますというような見解としております。

24番、文化財、10件のご意見がございました。内容といたしましては、史跡名勝天然記念物・埋蔵文化財、遺跡・石仏、文化的景観である防風林、村山六ヶ村堰の調査と対応策をしっかりとするというようなご意見がございました。これに対し見解といたしましては、関係する教育委員会との協議を行って記録、保存等の適切な措置を行います。遺跡・石仏はヒアリングと現地調査で把握する、防風林は四季調査を想定します。村山六ヶ村堰については、他の項目、特に湧水の起源となる地下水については、トンネル工事等の実施及びトンネル構造物の設置に係る地下項目の項目で、また、自然環境については、動物植物生態系の項目で、調査し、予測を行うとの見解としております。

以上でございますが、頂いたご意見についてはですね、環境影響評価法であるとか、条例に基づいて、配意し、項目、調査、予測評価の手法を選定していきたいと考えております。以上でございます。

(坂本会長)

はい、ありがとうございます。皆さんからご質問ご意見いただきますけども最初に私から文書の性格の確認ですけど、この文書は都市計画課がこの会議の前に作ったものですよ。そのあとこの会議の中でいろいろ注文が出て、事業者としては、それも考慮しますよと回答をいただいているんですけど、それを縛るものではないという理解でよろしいですか。例えばここで、準備書で記載すると書いてあるのだけど、事業者さんからはもっと早めに情報提供いただけると話をいただきましたが、ここにこう書いてあるから準備書で書けばいいということではないですよ。それ

から騒音については環境基本法及び騒音規制法に基づく環境基準を設定すると言っていて、ここだけ読めば、環境基準のあるとこだけ調べるとも読めますので、静音などところも調べるという事業者の方の考え方とちょっとずれがあるので、その場合はこの事業者の方の回答で了解していいですね。

(都市計画決定権者 都市計画課 星野課長補佐)

この会議の前に提出しておりますので、審議会の意見等も踏まえる中で・・・

(坂本会長)

はい。わかりました。ということだそうですので、それも踏まえて、ご意見ご質問をお願いいたします。石井先生お願いします。

(石井委員)

石井です。実は景観のどこじゃないところです。まず一つはコメントですけど、盛土に放射能除染土を使用しないとの回答が、各種法令に基づき適切に使用って書いてあるんですけど、これは使わないって言い切れないのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

法令に基づいてというのが現時点の回答になります。使う、使わないということが決まっているわけではないので、その盛土の使用材料がどこからとか、基本その事業の実施区間で、切土とか盛土でプラスマイナスの土量計画を立てていくことを基本としているのですが、それ以外のところから土を購入するとかというふうなことがあるものも含めて、検討する段階については、事業実施段階になっております。現時点の都市計画ルートの方案の検討時点では、土の切土盛土の収支計画をできるだけプラスマイナスで補いたいという計画で現時点はおります。

(石井委員)

それはですけど、ここでこれを使わないという方針を決めましたっていうことは言えるんじゃないですか。言っては駄目ですか。例えば山梨県なんて、リニアの残土もあるので土なんか有り余っているんですよ。除染土を持ってくるなんてことはやらないよと一言言えばいいのではと思います。それからもう一つ、どちらかというとな事業者さんより県の方にお聞きしたいのですが、今回この道路ができたとして、例えば清里高原道路はもう大型車、貨物車通行禁止にするとかというようなことは考えていないのですか。

(都市計画決定権者 都市計画課 星野課長補佐)

すいません。道路を管理する立場のご質問ですけれども、都市計画決定権者として、その部分の回答は出来かねます。実際道路が仮にできたとしたときに、道路

を管理している立場のものがその辺を決めていくことになろうかと思います。

(坂本会長)

今のご回答は、来られている都市計画課では、県の管理する道路だろうとも答えられない。それとも今の管理者と言っているのは国の道路ということか。

(都市計画決定権者 都市計画課 星野課長補佐)

管理者は山梨県ですけど、道路を管理する部署ではないので。

(坂本会長)

多分そんな話も聞いてくるのが都市計画課じゃないかという、一般的な都市計画とはそういうことじゃないかと気がしたのですけどいかがでしょうか。

(都市計画決定権者 都市計画課 星野課長補佐)

すいません、そこまでは確認しておりません。

(石井委員)

トータルとして、地域で環境がよくなるよというストーリーは作らないと、高速の方もトラック通るし、いまだになんか、本来はエコロードって言って整備したところを大型車が通るといのは変な状況が起きている訳だから、そんなこともやはり県はトータルで考えていますよという姿勢はやっぱ何か示してもらいたいと思います。

(坂本会長)

都市計画課という名前からしてもそれを期待しているところでございますので、よろしく願いいたします。せっかく都市計画の中に含んでいるから、これだけ、この道の話だけでなく全体で考えていただけることを期待してもいいんじゃないかと思っているということです。他にご質問ご意見ありますか。

(岩田委員)

費用対効果を詳細な検討とともに、設計とともに検討するということですがけれども、周りの居住者の皆さんが心配されている費用というところが、おそらく値段のつけられないような価値に多くありますので、今の環境経済学的手法であれば、生態系サービスのような評価手法を入れていくというようなこともありえるでしょうし、もしそれをしないのであれば、B/Cが独り歩きしないように、配慮していただかないといけないのではないかなというふうには思います。

それから、どの世代が利益を得て、どの世代がコストを払うのかというのは、多分、何らかの係数で掛け算されるのだと思うけれども、我々の世代が利益を得て、

100年先の子供たちがどれぐらい利を得るのかというところが、やっぱり重要になってくると思います。なかなかこれを数字がある仮定のもとに出されて、1人歩きして、B/Cが1を超えているからゴーサインだっていうようなことになるのは、ちょっと危険な数字になるのかなというふうに思いますので、費用がどの世代が受ける、払わなくてはいけない費用なのか、どの世代が受けるこの利益なのか。それは、値段がつけられないような価値も入った上での値なのかというところが検討されないちょっと安易に数字が出るっていうのは、少し事業の評価の数値として独り歩きしてしまう可能性があるのではないかというふうに感じました。

(坂本会長)

はい。費用対効果ということでどんなことを考えているかをご説明いただくことができそうだと思いますけど。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

現時点で、費用対効果を算出するための事業費というのが決定していないので、算出はしておりませんが、岩田委員がおっしゃる意味合いのところは、すごくは分かるのですが、現時点、現在、費用対効果として算出しているところの便益については、走行の全体の時間短縮便益というのと、それと走行に係る軽減の便益とさせていただいているところですが、直接の便益として、それ以外のところに関しても、整備効果というのは波及的に想定されるものはあるので、現時点のところは直接の便益だけのところになっております。その他の便益については定性的な説明と、あと補足の調査を実施したりしている事例はございます。

(岩田委員)

もしそうでありましたら、そのきちんとしたその算出の条件を合わせて説明をしていただかないと、ちょっとこの数字が独り歩きしてしまう可能性があると思いますので、そこについてはぜひ注意を払っていただけますようお願いいたします。

(坂本会長)

はい、今度、小林先生お願いします。

(小林委員)

18の植物、それから21の昆虫等に関わってということですが、今、確認をしていただいたのは都市計画課が見解を出しているけれども、今回のこの会も含めた事業者の方の考えでということがあったので、少し安心したかなというふうに思う。というのは、そこに書いてある自然布の素材の調査ということと、それからオオムラサキ、ニホンミツバチ等を調査ということに関わってこちらの冊子の方ですと、例えばですね104ページに、赤麻(アカソ)、葛、ヤママユ、苧(カラムシ)と

か書いてあって、おそらくこれらを数えると14点ということになると思うのですが、細かいことで申し訳ありませんが、ちょっと数えてみると植物は12で、ヤママユとウスタビって書いてあるのが2種ということで、これは昆虫ということだと思ふのです。106ページの方に自然の素材となる植物等14点、これを生態系の注目種として調査予測を行うものと考えていると書いてあるのですが、これを生態系の注目種に考えて生態系の調査をされたのでは、少し偏ってしまうのではないかと考えているということです。何かそこの表現をもう少し適切にしないと、頂いた意見に偏っていると感じます。

山繭、ウスタビというのが書いてあるのは、これウスタビというのはウスタビガということだと思ふのですが、山繭はヤママユでいいと思います。ヤママユガ科の蛾の仲間ということだと思ふのです。そしてその中に、種名としてヤママユもありますが、山繭と言ったときに、ヤママユガの仲間を言うのかヤママユのことを言うのか非常に不鮮明で、調査をしますという時に何を調査するか不鮮明ということですよ。ヤママユの卵があるとか幼虫がいるとか、繭があるということ調査するのか、あるいは食樹を調べるのか。チョウ類で言えば食草ですよ、食樹は決まっているわけです。だから、何を調査するのかが非常に不鮮明なのに植物等14点について、生態系の注目種として調査予測を行うっていうのは、検討していただいた方がよろしいのかなと感じていることです。

それから、もう1点は118ページの先ほどの18番に関わってですが、養蜂家がいる、ニホンミツバチということで意見をいただいている、ニホンミツバチについては分布状況を参考にして調査予測評価を行いますということですが、これも偏りすぎた見解ではないかなという気がします。というのは、植物というのはポリネーターが必要ですから、要するに生態系というのは植物とか昆虫のいろんなものの相互作用で成り立っているわけですよ。だから、他にもポリネーターはいるわけです。そういうポリネーターの調査に何ら触れずに、ニホンミツバチについての意見があったから、ニホンミツバチについて調査予測評価を行いますというのは、やはり考え方が狭いのではないかなと思います。他にもポリネーターとしてマルハナバチとかハナバチとかいっぱいいる訳です。お互いに影響し合っているわけですから、そういうところも確認していく必要があると思います。

それからもう一つオオムラサキの生育地、食樹のエノキ等の生育地については、現地調査により消失縮小する程度を把握し、とここに書いてあるんですよ。これも偏っていると思うんです。他にも希少種の蝶類とか書いてありますよね。蝶は当然食草、食樹がありますから、それらが分布しているのかどうかということを確認するのは非常に重要なことなんです。山梨県の中でオオムラサキというのは要注目種ですが、先ほどの図の中にあるものは、NじゃなくてVUとか、ENとかね、もう少し段階の高い希少種が記載されているわけですね。それらについても、過去には生息地があったけれども非常に減少しているわけです。その原因にはその食樹と食草が、どのような状況にあるのかということもあるわけなので、そこも含めて、調

査すべきと思います。ここには見解としてそういうことが示されていますが、実際の環境影響評価においては生態系を広いきちんとした見解の中で、調査をされたらというふうに感じました。

(坂本会長)

ありがとうございます。回答の前にちょっと事務局に確認ですけど、この文書は、公開されているけど、都市計画決定権者の見解というものを含めて公開していますよね。この審議会で意見を言う先は、都市計画決定権者の見解についても意見を言う、だから都市計画についても意見を言うという理解でよろしいですね。同じ県庁内でちょっと、どういう扱いにすることかがわからなかったのを確認させていただきました。ということで一般の住民の方の意見も踏まえて、都市計画決定者の見解というのでも出てきて、先ほどのA3でも示されているんですけど、今、小林先生のお話あったように、それぞれの場所で1ページずつぐらい、もっと細かいいろんなことを書いてあって、それについても、そのままでちょっと見逃せない部分があったらこの審議会としても意見を言うていくということだそうですね。事務局そういう理解でよろしいですね。ちょっと私もこの都市計画決定者の見解のとこまでちょっと読んでなかったんで気が付きませんでした。

(田中委員)

自然布の素材っていうのは今、昆虫に対するご意見がありました。植物の方を見ると、葛や芋(カラムシ)など、どこにでもあるような種です。そういうものをあえてお金と時間をかけて、動植物や生態系の項目の中で検討するというのはいかがかと思えます。他にもっと保全の検討をしなければならないような貴重な植物種があるはずですよ。そもそも、この見解を書いた人の中に動植物の専門家の方はおられるのでしょうか。

(坂本会長)

これは事業者が作られたのか、都市計画から作られたのか、見解というのは。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

事業者が見解については、考え方等を提案しました。

(坂本会長)

わかりました。事業者の方から回答いただきたい。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

今、田中委員から。

(田中委員)

そこはもしかすると動植物や生態系分野ではなく、地元の里山の文化として着目すべきなのかもしれません。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

ご意見はわかりました。地元の方でいろいろと愛されているようなそういう植物とかもあると思いますので、そういうものについては市の方で位置付けられているようなものとして、対象のところについては、確認させていただきたいと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。他にこれについてのご意見ありますでしょうか。

(工藤委員)

大気質という汚染物質以外で、こういう大きな構造物が帯状にできることによって気象に与える影響という意味では、八ヶ岳の南斜面にこういう熱容量の大きいものができるのと、このご意見の中に雷が多いというお話があったのですが、場合によっては、それは真偽がわからないですけれども、熱源があることによって熱容量の大きいアスファルトができるわけです帯状に、かつ、そこを車が走ると車からの排熱があるということで、熱源ができると雷雲がよりできやすくなるのではないかなというような変化も起きうるのかなあというような気はしました。

それと同時に冷気流を堰き止める効果によって、これ前回話しましたけれども、よりその上流側が寒冷になることによって、霜が降りやすくとかという生活への影響が出る可能性もある。かつ、もっと長い目で見まして、これから先何十年もこの道路が存在するとしますと、地球温暖化によって生態系が高度の高い方に移動していくことが考えられますけれども、それをこれがブロックしてしまう、というような影響も考えられるのではないかと思います。と言ったふうに影響の評価項目には上がっていないけれども、これができることによって生じてくる他の分野への影響というののもなるべく考慮していただきたい。

あと、冷気が溜まったとすると、音の伝わり方も変わってくる可能性があります、空気の密度が変わると普通は聞こえないけれども、夜間聞こえちゃうとか、そういったこともあると思いますので、マニュアルに沿っていればいいということではなくて、想定される影響については、全部考慮いただくという姿勢でお願いできればと思います。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。多分基本的事項の別表にある項目で、それぞれの国土交通省が調べる項目で挙げているところに、気象っていうのがないのだけど、考えてくださいね、というお願いになります。別表に気象を入れてもらえればいいことかも

しれないが、これまでの放射線が入ったように、気象だって、水象は入ったが気象は入ってないところもあるので、そういう意見もあったということ踏まえて、気象で直接書きにくかったら、大気質には気象が影響するので、これも調べましたという書き方だったら別表にも逆らっていないので、いけるのではないかと考えていますので、ちょっと工夫いただけますでしょうか。丸が付いているものしかやらないよみたいな話を言われると、こっちは駄目だとは言えない立場ではありますが、大気質の検討の中で気象は重要なので、気象の影響、気象への影響、気象そのものへの影響も考えてみましたというスタンスを加えていただければありがたいということ、これは制度的にはお願いなのかな・・・。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

直接の回答には至らないのかもしれませんが、新たに項目を気象として入れるかどうかということについては、雷雲だったり、雷の影響とかというのを道路事業でいかに保全したりとか、影響を検討したりとかということになるのかもしれませんが、そのような検討した事例を確認させていただいたのですが、道路事業では取り扱ったものはありませんでした。一般的に道路の事業に関して、直接に予測して、単独の事業として、それを検討していくのは非常に難しいことだと思います。ただし、八ヶ岳の地形条件だったり、気象の条件だったりということについて、先ほど説明させていただいた通りで、できるだけの把握するための調査はして参りたいと思います。

(坂本会長)

少なくとも大気質の検討の中で入れるのはおかしくないですよ。工藤先生いかがでしょうか。

(工藤委員)

はいそうですね、プラスアルファということでご検討いただければと思います。それでついでですけど、意見書でかなり縦断面図がないという意見が多いと思いますが、確かにそれは非常に重要な資料ですし、住民の皆さんにわかっていただく上でも重要だと思いますので、縦断面図は是非出していただきたいと思います。標高差いくらぐらいあるのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

中央道の接続位置のところの標高について740mぐらいありまして、一番高いところの長野県側のところで1,370m、高低差として約600m程度です。

(工藤委員)

かなりありますね。途中の地形もかなり複雑なので、地形というのは非常に気象

の面で重要な、局地循環を地形がコントロールする面がありますので、その地形についての記述がほとんど、その気象という観点からの地形の記述がなかったのもそこも準備書では詳細にお願いしたいと思います。その日中の循環、夜間の循環は変わってきますので、その辺りをしっかり観測面でもそういう循環が起きるということを念頭に入れながら観測点の選定、それから観測期間の設定をお願いしたいと思ひまして、できましたら、各季節1週間では足りないと思ひますので、通年でお願いできればと思ひますが、逆転層のモニタリングをお願いしします。

(坂本会長)

まず確認して地形というのは、全範囲についての立体的な地図みたいなイメージですよね。それは別に準備書段階でなくてももっと早く出せると思ひますので、それはそれでお願いいたします。縦断横断ということになるとある場所だという話なので、それはルートに絡んでくると思ひるので、ルート等の案として出すときに住民説明をする時に、ここはこういう縦断という話が必ず出てくると思ひますので、その時点で情報提供いただけるという解釈をしていますが、それでよろしいですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

その通りでお願いしします。

(坂本会長)

他にご意見ご質問ございますか。全体通してお願いしします。

(田中委員)

スライドで、都市計画決定のタイミングと環境アセスメントの図がありました。今日の質疑で、特に動植物だとか生態系分野での、まだそこまで詳細が決まっていないので方法や場所まではわからない、というような回答が多かったと思ひんです。それでは都市計画決定のタイミングを考慮したら、どれぐらいのタイミングである程度の詳細な計画が明確になるのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

スクリーンの資料でいきますと、下の段のところが道路の計画の検討段階になりますが、最初ところでルートの原案という枠が出てきますが、ルートの原案を地元の方に説明する前までの時点には、複数案で保全措置の検討し、できるだけ回避、低減できるもの、最小化できるもの……。

(田中委員)

それは1 kmぐらいの話ですね。それがいつぐらいになるのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

それを説明できる時期というのは現地調査が終わった後の段階を予定していません。

(坂本会長)

これ期限は決まってないですよ。いつから工事始めないといけないと。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

未定です。

(田中委員)

現地調査が終わったらってということですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そうですね。調査結果を踏まえないと、詳細なところに。

(田中委員)

その時は複数案での検討ですね。その1キロ幅の範囲の中での複数案ですか。

(坂本会長)

環境保全については複数案なのですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

そうですね。環境保全措置については複数案を検討して、最適案に。

(田中委員)

計画が絞られたタイミングはどこですか。スライドにある、都市計画の案という段階ですか。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

複雑にいろいろ重なっていくことだと思いますが、ルートの方案の時点でも環境保全措置も含めて総合的に検討した上で、最適案について都市計画案と環境影響評価の方案とする準備書、それを提示していくこととなります。

(田中委員)

本来ここは方法書の内容を議論する場ですけども、方法書の中には、特に野生動物や生態系に関しては、議論するに足る必要な情報が出てきていないので、そういう情報が出てくるのはいつですかという質問です。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

このフローだけでは説明するのは難しいのですが、先ほどから説明をさせていただいているこれを使うと、方法書が終わった後に項目と手法を決定するのが、事業者の方で決定したことについては、一般の方々のところにもお示しできればということをお示しを先ほど説明させていただいて、その後に、現地の四季観測を含めた調査が必要になります。その調査結果も踏まえながら、ルートの方案というのを検討していくことになっていきますので、その時期になるのが、調査始めてから1年以降でないと示せないと思っております。

(田中委員)

次に、正式にこれらの情報が出てくる、住民に公開されるのは、準備書段階で、準備書の中にいきなりこれらの情報が出てくるということですね。

(坂本会長)

それはやりようですよ。事務局いかかですか。

(田中委員)

今の制度では、例えば、動植物や生態系の調査の方法書を、特別にもう1回出してもらおうとかそういうことはできないですよ。

(坂本会長)

それはやりようによってできると思います。少なくとも事業者の方は、ルート原案の手前のところでもっと細かい……。

(田中委員)

方法書を作成する段階で、動植物や生態系の専門家による現地踏査は絶対必要になるはずですよ。これまでの説明では、それがなかったのではないかと感じてしまいます。

(事業者 甲府河川国道事務所 本村地域防災調整官)

おそらく田中委員がおっしゃっていることにつきましては、現地調査に入る前に調査計画を立案した時点で、ご報告、説明させていただきたいということが、現時点の回答になります。

(田中委員)

そういうことで、ちゃんと方法書に代わるものももう1回見せていただくというのはそれはいいアイデアだと思います。情報開示によって県民から、こういう貴重

な生態系や動植物がある、という情報をさらに踏まえてアセスメント調査の検討をする。それはお願いします。

さて、僕は今までの日本列島の道路が、全部東京集中型で放射状できているところで、今回のようなメッシュ型というか、列島横断道路ができるのは、たいへん必要で重要な道路計画だと思っています。ただ、そういう必要な道路だから、環境にあまりちゃんと配慮しないままどんどん進める、ということではなくて、逆に、だからこそ、開発があればあっただけ来たときよりも美しく、ぐらいの、意気込みで、先程来、いろんな環境保全対策の提案がありましたが、そういうありとあらゆる環境保全対策を実現していくことをやっていただいた方が良いのかなど。意見というかお願いします。

(坂本会長)

少なくとも事業者の方は、もう次は準備書だと言っているわけじゃないので、それをこの場でどういうふうにするかということはまた事務局と相談して、できれば文書そのまま流すということではなくて臨時的、もちろんこのアセスメントの委員会は、方法書などが出た時にやるということはあるのですが、それ以外やってはいけないみたいなことはないはずなので、なにかそういうやり方があるかどうかも含めて事務局と相談するということが事務局よろしいですか。それが駄目というのは今の内に言ってください。それをやるとこれからの良い例になると思うので、良い例というのは今まで皆さん国土交通省の案件で、方法書で不満を持っていたことがあるので、それに対する一つの回答として、流れを作ることができるかもしれない。ちょっとその辺は、事務局と相談させていただきたいと思います。事務局が駄目だったら、事務局に駄目だと言われましたと私が皆さんに言います。

ご意見ご質問は他によろしいですか。ちょっと時間が押して、もう大分過ぎていきますけど、5時も過ぎました。ではご意見が出尽くしたようなので、意見交換終了したいと思います。ここで説明、質疑応答を終了いたしましたけど、ここから事務的な連絡を、本日回答いただけなかった部分については事務局等を通じて回答お願いいたしますのがという1点。それから、委員の皆様には追加の質問を事務局宛てにお寄せくださいというのが2点です。私自身もこの事業者の説明のところは見たのだけど、この中にある都市計画権者の見解というところまで読んでなかったの、委員の意見はそこも含めてということで、かなり面倒くさいかもしれません。それから今日は新しく図が出てきたので、それに書き込んであることも検討対象ということ。委員の皆様には申し訳ないけど、検討する対象がこれだけでなくなったということが申し訳ないですけど、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の議題すべて終了といたします。委員の皆様には、それから傍聴人の皆様には円滑な議事進行にご協力いただけてどうもありがとうございました。それでは事務局にマイクを渡します。

3 その他

(司会 大谷課長補佐)

坂本会長ありがとうございました。それでは「3. その他」につきまして事務局から説明いたします。

(事務局 渡邊副主査)

事務局の渡辺でございます。先ほど会長からご案内もありましたが、追加の質問等ありましたら週明けの23日までに事務局の方まで連絡をお願いいたします。

今後のこの事案のスケジュールですけれども、先ほど事業者さんの方からも説明ありましたが、今見解の方を縦覧しているところでございます。それと同時に、県の手続きの中で公聴会というものを開催する予定になっております。それに関する意見、公述人の募集、公聴会で意見を述べたい方というのを募集している段階でございます。そういった希望者が出てくれば2月1日に公聴会を開催する予定です。それから、北杜市長にも意見の照会をかけているところでございます。

次回の審議会に関しては2月上旬ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。この案件の知事意見の期限につきましては、ここで見解が出てきましたので、3月10日が期限となっております。

4 閉会

(司会 大谷課長補佐)

以上をもちまして、本日の技術審議会を終了いたします。長時間のご審議ありがとうございました。